

令和元年度 第1回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和元年6月27日(木) 午後1時30分～2時30分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、石原照彦委員、清水誠司委員、西堀哲夫委員、福島洋子委員、橋本靖委員、森岡功委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、旭多貴子委員
	事務局	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長、障害給付係長、障害福祉係担当、障害給付係担当、ふれあいサービスセンター(所長、係長、担当)
	同席者	作業部会(太田副会長) 西三河南部西圏域地域アドバイザー(大南アドバイザー)
次第	1 あいさつ 2 新任委員の紹介 3 副委員長の選出 4 議題 (1) 安城市自立支援協議会について (2) 第4次安城市障害者計画における進捗状況について (3) 第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における進捗状況について (4) 作業部会及び各担当者会の活動報告について (5) 地域生活支援拠点等における活動報告について (6) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて (7) 障害者虐待通報の対応について 5 その他 今後のスケジュールについて	

1 あいさつ

(神谷委員長)

皆さんこんにちは。お足元が悪いところ、お忙しいところお集りいただきまして誠にありがとうございます。

今日の安城市自立支援協議会ですが、自立支援とはだれを支援するのかというと、これは障害者自立支援協議会というのが本来のフルネームだと思いますが、それを省略して自立支援協議会ということになります。障害者自立支援法という法律が改正されまして、総合支援法になりました。総合支援法の中身は法律を読んでみると「障害者の自立を支援」という言葉が何度も出ておりまして、まさに障害者の自立を支援をするための法律でございます。もう一つ障害者を理由とする差別の解消を推進する法律、差別解消法ですね。その中にもこういう協議会を設けて会合をもつように努めないといけない

となっております。努力規定ではございますが、そういう会を設けたところでございます。ということで本来二つなんんですけど、集まるのは大体同じメンバーになってしまふので、この自立支援協議会が障害者の自立支援の推進、差別解消を推進の二つの役割を持っております。

それに関連して、昨年度から安城市で配布が始まったヘルプマークですが、安城市社会福祉協議会の各福祉センターでも配布を開始しております。駅や商業施設などでこれを持っている方、外見上は支援が必要に見えなくても、実は義足とか人工関節の方ですと内部の障害ですとかかそういう方に配慮をお願いしたいということを知らせる意味でマークができておりますので、ぜひヘルプマークの普及にご協力をお願いしたいと思います。

本日は第1回ということで自立支援協議会の中身のこともあると思いますが、障害者の自立支援と差別の解消の推進の中核的な役割を果たすという定期的な協議の場が、この自立支援協議会ですのでよろしくお願ひします。

2 新任委員の紹介

(典礼)

次に委員の紹介についてですが、委員につきましては平成30年6月から3年間の任期となっておりますが、途中で役員の交代等で変更されている方がいます。

お手元に名簿を配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

役職交代により3名の方が異動となりましたので、役職後任の方を新しい委員として委嘱を行います。委嘱状をお一人ずつお渡しするのが本位ではございますが、時間の都合もございますので、席上に委嘱状を置かせていただいております。ご了承いただきたいと思います。お名前に誤りがないかをご確認ください。任期は令和3年5月31日までとなります。

3 副委員長の選出

(典礼)

それでは続きまして、今回の異動で、加藤副委員長が退任されましたので、後任の副委員長についてですが、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長からの指名となります。神谷委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

(神谷委員長)

副委員長として、町内会長連絡協議会副会長の石原照彦委員を指名させていただきます。

(典礼)

ご指名がありましたので、町内会長連絡協議会副会長の石原照彦委員に副委員長をお願いします。

なお、お手数ですが、安城市自立支援協議会委員名簿をご覧いただきたいと思いますが、名簿のナンバー2の役職の欄に副委員長とご記入をいただきますようお願いします。

それでは、石原委員には、副委員長席へお移りくださるようお願いします。

それでは、議題に入らせていただきます。議事のとり回しにつきましては、安城自立支援協議会設置要綱第4条の規定により、神谷委員長にお願いをいたします。

3 議題

(神谷委員長)

まず、議題（1）「安城市自立支援協議会について」安城市から説明をお願いします。

《障害給付係長より安城市自立支援協議会について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問やご意見等ございましたらお願いします。

(神谷委員長)

分からぬことがあつたらあとで質問しても結構でございますので、お願ひします。

次に、議題（2）「第4次安城市障害者計画における進捗状況について」安城市から説明をお願いします。（3）「第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における進捗状況について」に、安城市障害福祉計画、安城市障害児福祉計画とありますが、それぞれ言葉が微妙に違いまして、どうしてこう計画がいくつもあるのかというのは法律が違っておりまして、それぞれ法律に基づいて計画を立てているということでややこしいことになっているということでございます。まずは第4次安城市障害者計画の進捗状況ということでよろしくお願ひします。

《障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長から第4次安城市障害者計画における進捗結果について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。中身はなかなかたくさんございますけれども、ただいまの説明についてご質問やご意見等ございましたらお願ひします。

(旭委員)

障害者の旭と申します。

2の計画の中の10ページの上から3つ目になりますけれども。各団体にPRチラシを配布とありますけれども、この各団体とはどのようなものを指すでしょうか。公のものあるいは安城市が管轄しているもの。また、民間のものを含むのでしょうか。

また、非常に個人的な質問にあたるのでですが、私が一昨年に身体障害者手帳を受けて

った時、いわゆるオシトミー、人工肛門をうけたとき、当事者ということになるんですが、それに関する団体、基本事項であるにもかかわらず一切情報が手に入りませんでした。かなり苦労して、日本オシトミー協会までたどり着いたのですけれども、そういうような公益社団法人ですからかなり一般のNPOよりも認められた団体だと思うんですけど、それに関する情報もなかったということもあります、私が依頼すれば赤松の福祉センターに置かしてもらえるのでしょうか。

(障害福祉課課長補佐)

PRチラシでございますが、身体障害者手帳の方に関しましては身体障害者福祉協会、療育手帳の方につきましては就学前がひまわり会、就学後は手をつなぐ親の会、精神障害者福祉手帳の方でございますが、ぶなの木会のチラシを置くということにしております。ただ、内容が非常に古いことが分かっておりますので何とか今年度中に最新の情報に修正しなおしまして報告する予定ですのでよろしくお願ひします。

(神谷委員長)

ご意見も出尽くしたしたようですので、これで終了させていただきます。それでは、また、これはご説明ですので後で質問していただくこともできますので、次に、議題

(3)「第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における進捗状況について」の説明をお願いします。

《障害給付係長より第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における進捗状況について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。

総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の進捗状況ということですね。

何かご質問ありましたらお願ひします。

(神谷委員長)

ご意見もないようですので、これで終了させていただきます。これにつきましても後でも質問は結構ですので、次に行きます。議題(4)「作業部会及び各担当者会の活動報告について」作業部会副会長から説明をお願いします。

《太田作業部会副会長より作業部会及び各担当者会の活動報告について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。特筆すべきは当事者部会ができたということですね。これについて、ご発言、ご意見はありますでしょうか。

<作業部会副会長>

30年度までの報告で閉めてしましましたが、今年度4月、5月、6月と3か月で3回当事者部会が開催されておりまして、いろんな障害をお持ちの方で、いろんな障害で困り事等お互いを知ることを課題もありながら、3か月だけでもお互いのことを分かり合えるようになったと実感できるようになりました。これについても報告させていただきます。

(神谷委員長)

それぞれのご苦労がおありになると思いますが、頑張っていただきたいと思います。それでは、議題（5）「地域生活支援拠点等における活動報告について」安城市から説明をお願いします。

《障害給付係主査より地域生活支援拠点等における活動報告について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。地域生活支援拠点につきまして、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

(旭委員)

とても興味深い報告で特に4番の体験の場が利用できるようになったのだなと見えてきた。

5番の専門性の部分ですけれども、専門的な医療ケアということで、これは実施していないということはそういうケアが必要な人がいない、ニーズがないということでしょうか。

<障害給付係長>

必要な方はいるとは思いますけども、今後研修をやっていこうというということで、今考えている状況でございます。

(旭委員)

また自分のことにもつていつて申し訳ないのですが、オストミーの着脱を医療者じゃなくてもよいと法律で変わったのですが、そういうことも考えておりますか。

(障害給付係長)

前回の医療的ケア児の会議の下の組織で部会では、そういうこともできるのではないかと考えており、そういった研修も考えており、提案を考えている最中でございます。

(神谷委員長)

それなりにも進めてきたということですね

(森内委員)

体験の機会・場の利用実績ですが、お一人の方が3か月にわたって利用しているのですけど、一人暮らしにつながったのか、またすごい長くてもつながらなかつたのか教えていただきますか。

(障害給付係主査)

一度、利用が終了となつたのですが、再度利用ということで申請があがつております。

(障害給付係長)

一人暮らしができそうで、もういいかなということだったのですけれども、もう一度受けたいということで再申請があったということあります。一人暮らしに向けて頑張っておりますので、もう少し見ていただきたいということでおろしくお願ひします。

(神谷委員長)

次に行きたいと思います。

次に、議題（6）「障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて」及び議題（7）「障害者虐待通報の対応について」を合わせて安城市から説明をお願いします。

《障害福祉係主査より障害者差別解消法の対応に関する市の取り組み及び障害者虐待通報の対応について説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。

虐待通報の窓口は障害福祉課ということでよろしかったでしょうか。

いま議題6と7を同時に説明していただきましたけど、ただいまの説明についてご質問やご意見等ございましたらお願ひします。

(小川委員)

虐待の疑いや相談があり、確認した結果、虐待ではなかつたということでよかつたと思うんですけど、少なくとも相談があつたということで、内容がわからないんですけども、間違つた認識があつたとか勘違いがあつたなどいろいろあつたと思うんですけど、例えばこんなことをこれからやっていかないといけないなどの課題がみえてきたのであれば、お知らせいただけるとよいと思います。

(障害福祉課補佐)

障害者虐待通報の受付は障害福祉課で行つております。

相談や通報というのは障害者が虐待を受けている相当たる理由があるとかそう感じたということであれば、当然通報していただいて、私の方が実際にご本人に会つたり、関係者に会つて話を伺つたりして最終的に判断させてらう。最後はそうなつてくるわけですが、なかなか勘違いというところがあります。例えば、施設従事者による虐待疑いで相談があつたとき、たまたま施設従事者が利用者さんを諭していた。こういうことをす

ると社会人としては恥ずかしいですよと諭していたことが、少し長時間であった。これは虐待ではないのかということで、相談をいたいたいたことが現実ありました。私どもが、言い方は悪いですが、事業所に乗り込んで、それこそ職員全員に聞き取りをして最終的に虐待はなかったと判断をしたということでした。

第三者的には虐待ととらえられるような事例で相談があったことは、ほめられるというと変ですがあってほしいこと。私どもがきちっと事実判断をさせていただきますので、虐待を感じたということであれば皆様遠慮なく通報、相談をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(神谷委員長)

今の回答でよろしいですか。

(小川委員)

もし、誰がそう思ったのかというのは住民であったり、従業員であったりということであると思いますけど、研修もあると思いますのでそこに反映し活かしていければと思います。サービスと虐待のバランスがあると思いますが、なんとか理解があるそういう社会になったらいいなと思います。

(神谷委員長)

今の意見を踏まえて考えていただければと思います。

ご意見も出尽くしたしたようですので、これで終了させていただきます。ここで、西三河南部西圏域アドバイザーの大南様よりご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(大南アドバイザー)

初めての参加ですので、自己紹介を兼ねてすいませんがよろしくお願いします。

西三河南部西圏域アドバイザーというのは昨年まで山北さんがなされていた役職でありまして、私は刈谷市にありますひかりのかけ橋という相談支援事業所の所長をしております。

地域アドバイザーというのは地域の福祉資源の開発、地域の中の共通する課題や概要についてアドバイスするということで、西三河南部地域の碧海5市プラス西尾市の6市で構成されているんですが、それぞれの自立支援協議会に参加させていただいてお話を伺っております。

私も勉強している立場ですので意見というよりは感想という形になりますけども、今回、福祉計画、評価等をまとめられてわかりやすかったと思いました。地域生活支援拠点については各市町がそれぞれ今取り組んでいるところで、しっかり立ち上がっているのは圏域では安城市さんだけで、安城市さんが先進的な取り組みをされておりまして、こういった取り組みを私の方で各市町に伝えて広げていけたらいいなと思いました。

また、私は愛知県の自立支援協議会の医療的ケア児の部会に出ていまして、今県内の

各地に医療的ケア児の協議の場を各市町に設けましょうということをやっていて、安城市さんも設置していると思いますけども、どこも実態の把握から行っている状態ですけども、やはり困っている方がいるんだろうなということで、実際に相談支援、学校で活動してただいていると思うんですけど、保険医療でも小児科の特定疾患が医療的なケアが必要な方についてもつかむようにしているということで、そういうところとも連携を深めて協力して取り組んでいけるといいかなと感じておりました。

もう1点は、私もいくつかの市の自立支援協議会に参加させていただく中で、西尾市とか碧南市とかの海側の市町では防災といいますか、福祉避難所についての研修ですか、障害者を交えた会議があって、意外に刈谷では福祉避難という言葉はありますけど実際に協議会の場で触れられたということは少なかったので地域性があるのかを感じました。

今後も勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

(神谷委員長)

ありがとうございました。今後ともアドバイスをお願いしたいと思います。

以上を持ちましてすべての議題を終了させていただきます。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を市役所にお返しします。

(典 礼)

ありがとうございました。続きましてその他に移りたいと思います。

「令和元年度の安城市自立支援協議会のスケジュール」について説明します。第2回については、令和元年10月24日(木)午後1時30分から開催します。会場は未定です。第3回については、令和2年3月19日(木)午後1時30分からです。会場は未定です。第2回、第3回ともに会場が確定しましたらおって連絡させていただきます。

続きまして、次第には記載してございませんが、安城市障害者福祉計画の策定についてご説明させていただきます。先ほど議題(2)、(3)で、現行の、障害者に関する3つの計画の進捗状況をご説明しましたが、これら3つの計画の、次期の計画を、今年度と来年度2か年をかけて策定してまいります。そこで、自立支援協議会の委員の皆さんには、計画策定委員会の委員もご兼任いただきたいと考えております。策定のメインは来年度になりますが、今年度も1回程度、策定委員会の開催を予定しております。今のところ、9月19日(木)午後からを予定しておりますが、日にちが近づきましたら改めて案内通知をお送りいたします。大変お忙しいとは存じますが、安城市的障害者施策の今後の方向性を定める計画となりますので、ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

以上で令和元年度第1回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

令和元年度 第1回 安城市自立支援協議会 次第

日時：令和元年6月27日(木)

午後1時30分から3時まで

場所：安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

1 異動者紹介

2 副委員長選出

3 あいさつ

4 議題

- (1) 安城市自立支援協議会について 資料1(P1~7)
- (2) 第4次安城市障害者計画における進捗状況について 資料2(P8~37)
- (3) 第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における進捗状況について 資料3(P38~39)
《参考》第4期安城市障害福祉計画における進捗状況 資料4(P40~41)
- (4) 作業部会及び各担当者会の活動報告について 資料5(P42~49)
- (5) 地域生活支援拠点等における活動報告について 資料6(P50~52)
- (6) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて ... 資料7(P53)
- (7) 障害者虐待通報の対応について 資料8(P54)

5 その他

今後のスケジュールについて

第2回 令和元年10月24日(木) 午後1時30分から

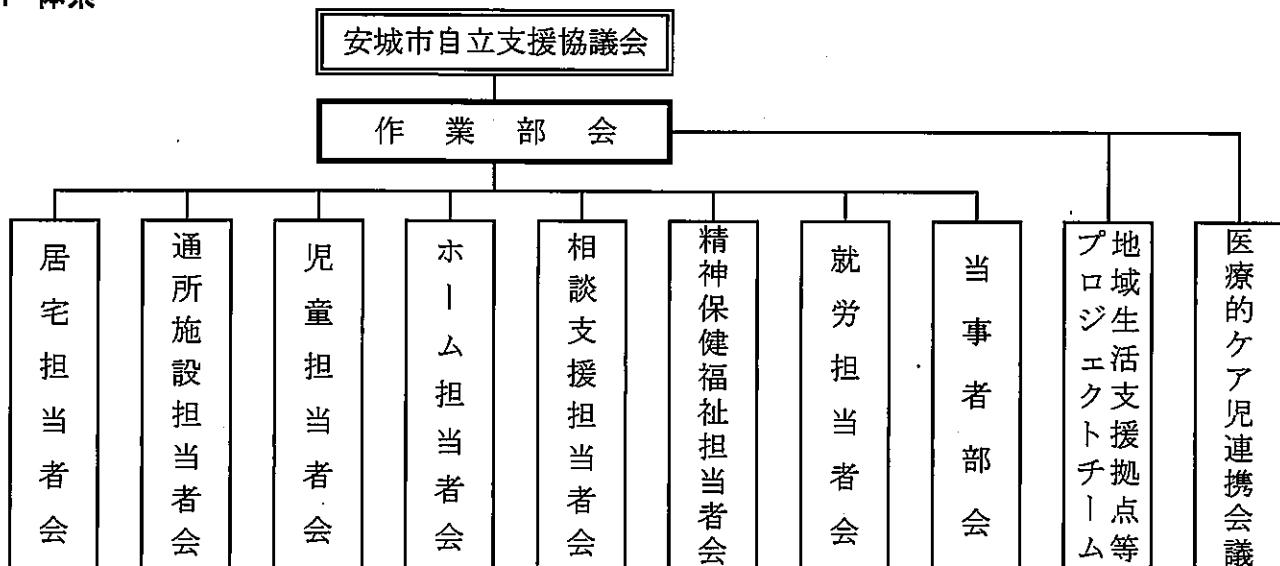
会場：未定

第3回 令和2年3月19日(木) 午後1時30分から

会場：未定

自立支援協議会の体系と各組織の役割

1 体系



2 構成員

	開催時期	構成事業所等	内容
作業部会	毎月第4木曜日	作業部会長・副会長 各担当者会会長・副会長 地域生活支援拠点等PTリーダー ふれあいサービスセンター、障害福祉課	地域の課題について検討
地域生活支援拠点等プロジェクトチーム	奇数月	市内社会福祉法人、基幹相談支援センター 短期入所又は共同生活援助を運営する法人 作業部会代表、障害福祉課、コーディネーター	地域生活支援拠点等の運営について協議
医療的ケア児連携会議	年2回	保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関	関連機関相互の連携強化、情報共有、課題把握
担当者会	毎月	居宅サービス提供事業所	テーマについて検討
	偶数月	生活介護 日中一時支援 学校	
	毎月	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援(児童対象) 療育センター、保健センター 学校(ケースの内容により出席を依頼)	
	奇数月	グループホーム	
	毎月	指定特定相談支援、指定一般相談支援 障害児相談支援 基幹相談支援センター、コーディネーター	
	奇数月	就労継続支援B型 指定特定相談支援 地域活動支援センター 衣浦東部保健所 各病院PSW 安城若者サポートステーション	
	偶数月	就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型 障害者就業・生活支援センター 学校	
	毎月	障害当事者	

※ 担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席する。

平成30年度 第4次安城市障害者計画進捗結果 (計画期間 H27~R2)

基本理念 わかりあい みとめあい ささえあう ~みんな しあわせ 安城市~
評価 ○: 年度目標達成
△: 実施中であるが達成せず
×: 着手できず
ー: 平成30年度実績なし

分野	基本施策	推進施策	施策数	○	△	×	-
1 啓発・広報	1-1 福祉のこころの啓発	1-1-1 啓発・広報活動の推進	6	5	1	0	0
上段: 施策数 下段: 割合 (%)		1-1-2 障害と障害者理解の促進	5	4	0	0	1
実績達成 ○ △ ×	1-2 地域福祉の推進	1-2-1 地域福祉活動の推進	5	4	0	0	1
20 19 1 0 100 95.0 5.0 0.0		1-2-2 ボランティアの育成	2	2	0	0	0
		1-2-3 ボランティア活動への支援	4	4	0	0	0
2 生活支援	2-1 生活支援サービスの充実	2-1-1 サービスの質の向上	3	3	0	0	0
		2-1-2 訪問系・日中活動系サービスの充実	5	4	0	0	1
		2-1-3 居住系サービスの充実	2	2	0	0	0
		2-1-4 移動の支援	5	5	0	0	0
	2-2 経済的支援	2-2-1 各種福祉手当の支給	2	2	0	0	0
		2-2-2 各種助成制度や利用料の減免	3	3	0	0	0
	2-3 スポーツ・文化芸術活動の推進	2-3-1 スポーツ活動の推進	3	3	0	0	0
		2-3-2 文化芸術活動の推進	3	3	0	0	0
		2-3-3 参加しやすい環境づくり	3	3	0	0	0
3 生活環境	3-1 安全・安心のまちづくり	3-1-1 防災対策の推進	8	7	1	0	0
		3-1-2 緊急時の情報の発信	2	2	0	0	0
		3-1-3 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施	2	2	0	0	0
	3-2 人にやさしいまちづくり	3-2-1 人にやさしい施設の整備	3	3	0	0	0
		3-2-2 住まいの充実	2	0	1	0	1
4 療育・教育・子育て	4-1 子ども発達支援の充実	4-1-1 乳幼児健康診査等の充実	5	5	0	0	0
		4-1-2 療育相談の充実	2	2	0	0	0
		4-1-3 情報交換、協力体制の充実	3	2	1	0	0
		4-1-4 療育体制の推進	3	3	0	0	0
	4-2 子育て支援の充実	4-2-1 統合保育・交流保育の推進	2	2	0	0	0
		4-2-2 子育て支援の充実	4	3	0	0	1
	4-3 インクルーシブ教育の推進	4-3-1 特別支援教育の推進	4	3	1	0	0
		4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築	7	7	0	0	0
		4-3-3 進路指導の充実	3	3	0	0	0
5 雇用・就労	5-1 一般就労機会の拡大	5-1-1 雇用・就労の啓発・広報	4	4	0	0	0
		5-1-2 雇用・就労の支援	4	4	0	0	0
	5-2 福祉的就労の支援		4	4	0	0	0
	5-3 就労相談・情報提供	5-3-1 相談支援体制の充実	3	3	0	0	0
		5-3-2 創業・起業等の支援	3	2	0	0	1
6 保健・医療	6-1 障害の原因となる疾病の予防	6-1-1 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	3	3	0	0	0
		6-1-2 介護予防の推進	1	1	0	0	0
	6-2 医療サービスの実施	6-2-1 地域医療の促進	2	2	0	0	0
		6-2-2 自立支援医療と医療費の助成	3	3	0	0	0
7 相談・情報提供	7-1 相談・情報提供の充実	7-1-1 相談窓口の充実	4	4	0	0	0
		7-1-2 情報提供の充実	5	5	0	0	0
	7-2 意思疎通支援体制の充実	7-2-1 意思疎通支援事業等の充実	4	3	0	0	1
		7-2-2 ICTへの対応	2	2	0	0	0
	7-3 権利の擁護	7-3-1 障害を理由とする差別の解消の推進	2	2	0	0	0
		7-3-2 権利擁護の推進	4	4	0	0	0
		施策数	149	137	5	0	7
		割合 (%)	100	91.8	3.4	0.0	4.7

30年度一の項目

基本施策	NO	具体的内容	H30目標	実施状況	備考
1-1 福祉のこころの啓発	9	地域における福祉教育の推進 地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。	ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努める。	30年度について実績はありません。	
1-2 地域福祉の推進	15	地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者（指導者を含む）に対して、受入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。	当事者及び関係者から相談があった場合、関係機関へ協力の依頼を行う。	当事者及び関係者からの相談はなかった。	
2-1 生活支援サービスの充実	29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるよう、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	①障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスが認められる介護保険サービスについて協議します。 ②障害福祉課の求めに応じ協議します。	平成30年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。	
3-2 人にやさしいまちづくり	67	市営住宅のバリアフリー化の推進 障害のある人の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。	住戸内の段差解消工事などを実施する。	当該年度に住戸改善の実施対象住宅がないため、実績なし	
4-2 子育て支援の充実	85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができる場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	必要に応じて事業の実施	平成30年度も依頼がなく、実績0のため要綱をH30.11.1付けで廃止した。また、教育委員会において同様の要綱が整備・実施されている。	
5-3 就労相談・情報提供	119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	必要に応じて設立支援のための補助制度の検討。	30年度について実績はありません。	
7-2 意思疎通支援体制の充実	141	移動型磁気ループの貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人の補聴器の聞き取りを改善するための磁気ループ（移動型）の貸し出しを行います。	社会福祉会館と桜井福祉センターにて、必要な団体に対し、無償で貸出を行います。	社会福祉会館、桜井福祉センターともに貸出実績なし	

第4次安城市障害者計画

★は新規事業、◎は拡充事業

分類	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標		平成30年度の実績		担当課 評価	政策 評価	障害に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
			年度目標	実績	年度目標	実績					
No.1	(1)啓発・広報活動の推進 No.1◎ 福祉のこころの啓発	広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を行い、 各種情報の提供を通じて障害者とその理解・啓発を図る。 また、障害者権利条約の批准等、 障害者基準法の改正や、それらの基本的な考え方方と なつて、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。	「8/26アンフォーレで開催された 「24時間テレビ子どもまつり」を開催し、 同日にあんぶくまつりを実施した商 品を販売し、同時に屋外に設置した商 品を設けて啓発に努めた。	○	一般市民の集客を期待して8月の24 時間テレビと同日に開催されましたが、予想 よりも多くの方が来場者が少なかった。	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会(総務課)			
No.2	障害者団体の活動の周知 No.2	障害者団体の活動を活性化させるため、団体のリーフレットを配布し、その活動等の周知に努めます。	広報へ特集記事の掲載するごとに より住民への理解・啓発に努め ます。	○	相談支援事業や車いす移送車の紹 介記事等の中で障害者がいき者支援 する啓発を行った。	○	手帳取得者に対 し、最新情報を反 映させた各団体のPRチラシを配 布する。	△	△	障害福祉社 会	障害福祉社 会
No.3	社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 No.3	社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 地区社会福祉協議会が行っている地域住民に向けた 「地区社会福祉協議会」の発行や勉強会等によ り、障害者理解の開催を行います。また、ボラン ティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポー トブックを活用した出前講座を開催します。	地区社会協同組合による要 援護者サポートブック出前講座の 支援とPRの機会提供に協力しま す。	○	ボランティア連絡協議会が作成し た出前講座を設置した。	○	ボランティア連絡協議会が作成し た出前講座を設置しました。	○	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会(総務課)
No.4	グループホームへの理解促進 No.4	グループホームの整備へ理解促進 市と事業者が連携し、グループホームの整備につい て地域の理解と協力を促進します。	広報等を通じて、障害者に対する 理解を促進します。	○	施設整備計画に基づき、関係事業 者へ働きかける。	○	マッチング交流会＆サロン博覧会に て、ボランティア連絡協議会による要 援護者サポートブック出前講座の周知を図り、12団体 にPRできました。	○	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会(総務課)
No.5	障害者週間の周知 No.5	障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障 害者週間」の周知をします。併せて、障害者を掲載 正しい知識や思いやりの心を育む記事の掲載に努 めます。	広報へ特集記事の掲載	○	30年6月に社会福祉施設等施設整 備事業(健剛保育設施分)の整備計画 照会し、計画する事業者の補助申 請を支援した。	○	11/15号広報にて特集記事を掲載 した。	○	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会
No.6	障害者マークの普及及 No.6	障害者マーク「ハートプラスマーク」等、障害のあ る人に開設するマークが正しく理解され、適切な配慮 や支援が行われるようホームページ等で周知を図り ます。また市の受付窓口に「耳マーク」等を配置 し、対応窓口であることを示します。	広報等を通じて、耳マークが正しく理解され、適切な配慮 や支援が行われるようホームページ等で周知を図り ます。また市の受付窓口に「耳マーク」等を配置 し、対応窓口であることを示します。	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会(総務課)	主なマーク」を記事掲載しました。また、ヘルプマークの配 布を開始しました。	○	○	障害福祉社 会	障害福祉社 会

分野 別	基本 指標 番号	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標		平成30年度の実績		相当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標が△又 は×の場合) 修正する場合	担当課	
				政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成30年度の目標	平成30年度の実績						
	(2) 障害と障害者理解の促進	No.7	学校における福祉教育の充実 優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。	福祉教育実施支援のため、助成や学習内容の相談・支援対応、ボランティア体験プログラムなど引き続き実施します。	小学校18校、中学校4校に助成金を交付した。また小中学校からの相談に18件対応した。	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)	社会福祉協議会(総務課)	担当課	
	特別支援学校との交流の支援	No.8	特別支援学校との交流による人への理解に努めます。	特別支援学校との交流の充実を実施し、早期段階での障害のある人の理 解に努める。	各小中学校において、総合的な学習の時間等により、ボランティア体験を行ったり、福祉体験を行った。	○	○	○	○	学校教育課	学校教育課	担当課	
	地域に沿ける福祉教育の推進	No.9	地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。	特別支援学校との交流について引き続 も、福祉学習相談において引き続 も、福祉学習相談の人への理解に努める。	岡崎高等学校、壇ヶ崎在籍の児童と在住地区の小学生との交流を年に複数回行つた。	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)	社会福祉協議会(総務課)	担当課	
	出前講座・市民企画講座等での福 祉に関する講座の実施を促進す る。	No.10	ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。	特別支援学校との交流を深めるため、引き続き公民館まつり等に参加を働きかける。	各地区で行っている物語会や福祉委員会企画会議にて開催した地域福祉計画策定フォーラムを通じて、活動への参加促進を図つた。	○	○	○	○	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当課	
	福祉イベントの開催支援	No.11	「福祉まつり」等を開催する理解を深めます。	出前講座には福祉に関するメ ニューを掲載して設置。市民企画講座や公民館講座でも福祉に関する講座を開講。	出前講座には福祉に関するメ ニューを掲載して設置。市民企画講座や公民館講座でも福祉に関する講座を開講。	○	○	○	○	生涯学習課	生涯学習課	担当課	
				ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努めます。	30年度について実績はありません。	—	—	—	—	障害福祉課	障害福祉課	担当課	
				ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。	地域住民との交流を深めるため、引き続き公民館まつり等に参加を働きかける。	自立支援協議会下部組織である就労担当者が取りまとめを行つた。	○	○	○	○	障害福祉課	障害福祉課	担当課
				福祉センターまつりで障害者が運営する自主製品の販売やイベントコーナーを設けたり、福祉体験コーナーなどを設ける。	福祉センターまつりで障害者が運営する自主製品の販売やイベントコーナーを設けたり、福祉体験コーナーなどを設ける。	継続実施した。	○	○	○	○	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当課
				「福祉まつり」等を開催し、福祉への理解を深めます。	団体コーナーの場を設け、施設や当事者団体のPRに努める。	福祉まつり開催を主催し、30年度はヘルプマークの配布及び周知啓発を行つた。他に、工房「げんせ」Gardenを紹介した。	○	○	○	○	障害福祉課	障害福祉課	担当課
				「福祉まつり」等を開催し、福祉への理解を深めます。	福祉まつりを開催し、市内福祉関係団体の活動紹介などを通じて啓発を行つた。	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)	社会福祉協議会(総務課)	担当課	

分野別 番号	事業・取り組み 番号	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
2	(1) 地域福祉活動の推進 No.12 地域福祉の推進	住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送られるよう、地対生民、ボランティア、民生委員・児童委員、町内会関係者が「共助」の考え方とともに、地域、行政、サーシビス提供事業者等が協働して、福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。	6月開催の全8地区の地区民協において、「障害者虐待」「解消法」についての学習会を行いました。	○		社会福祉課	
		地区民協における学習会の実施	民生委員障害者福祉部会にて、ぬくもり福祉社会4施設訪問と、AIJ自立の緊が運営する小学校ワイナリー(ななつぼし高齢酒工房・ピア小牧)を視察し見識を深めた。	○		障害福祉課	
		市民委員への勉強会への参加やボランティア連絡協議会への出前講座の委託などをを行い、地域との協働が行えるようこれら組織との協働に努める。	町内会が地域福祉活動の充実に向けた取組みを進めることができるように継続して支援を行う。	○		市民協働課	
		福祉委員会の育成を通して、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、住民相互の助け合いを進めます。	平成28年度に全ての町内に福祉委員会が設置できており、各地区に応じた地域福祉活動をすすめている。平成30年度には地域福祉計画策定にあわせ、町内福祉委員会も各福祉委員会で作成することを通して、今後の地域福祉や取り組みを見直すことを支援し、助け合い活動の推進に取り組んだ。	○		社会福祉協議会	
	No.13	社会資源の改善、開発 地域、行政、サービス提供事業者が協働して住みやすい地域づくりを実現するため、自立支援協議会において、福祉課題に取り組みます。また、医療・介護・福祉が連携して支える仕組みづくりを検討・協議します。	地域での福祉課題の解決に向け、自立支援協議会を有効活用する。	○		障害福祉課	
		地域見守り活動事業の推進 障害者の生活を支援するため、交流活動や災害時要援護制度を活用し、地域における見守り活動と支援と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。	社会福祉協議会による支援のもと、市内の全76町内福祉委員会で「地域見守り活動推進事業」を開きました。	○		社会福祉課(総務課)	
		地域見守り活動事業の実施		○		社会福祉課	

分野 基準 別	性別 施設	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
No.14			地域見守り活動推進事業の企画への展開を進め、その活動を支援する。	平成29年度に全ての町内福祉委員会での地域見守り活動の推進指定期定が完了し活動がさらに広く地域支連して活動している。さもなくとも各地区社協ごとに見守り活動の推進指定期定を平成30年度から新たに開始し、9つの福祉委員会を指定して見守り活動の見直しや充実を支援した。	○	○			社会福祉協議会
No.15			地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者(指導者を含む)に対して、要入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。	子ども会理事や役員の会議等で受け入れを理解いたくあります。	事業(子ども会理事会において、受け入れを理解いたくあります。)	○	-	年度当初の子どもも会理事会にて、地域ぐるみ親子ふれあい活動における受け入れについてご理解いただくよう周知する。	
No.16			町内公民館等のバリアフリー化の支援 障害のある人の地域活動への参加を促進するため、バリアフリー化の推進を行います。	公民館等の建設、改修の負担軽減に繋がる補助事業の周知、啓発を行なう。	トイレ洋式化5件 手摺設置6件 スローブ設置3件	○	○		障害福祉課
No.17		(2) ボランティアの育成	ボランティア講座の充実と参加促進 社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを検討するほか、地域においても講座の開設を行います。	ニーズに応じたボランティアの養成及びスキルアップ講座を計画・実施し、ボランティア活動への参加を啓発します。	ボランティア講座6回、スキルアップ講座を1回開催した。	○	○	市民協働課	社会福祉協議会(総務課)
No.18		(2) ボランティアの育成	ボランティアの育成 手話、点字、要経験等の技術的なボランティア講座やセミナーを開催し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。	計画的に各種の支援ボランティアを養成します。	障害者支援に関する講座を4講座開催した。	○	○		社会福祉協議会(総務課)

分野 別	基木 施策 基木	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	相当評価面	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
③ボランティア活動への支援	No.19	ボランティア活動の場の提供 ボランティア活動の場として、社会福祉社会館や各福祉センター、市民活動センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉社会館、各福祉センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉社会館及び福祉センターの部屋を無料提供した。(A型団体は常時、B・C型団体はボランティア活動を行う時ののみ)	○	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)
No.20	ボランティア情報の提供 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、ボランティアに関する情報を集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。	ボランティア活動の場の提供 ボランティア情報ボランティアセンターに開設する情報センターでは、ボランティア活動をを集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。	ボランティア活動に関する情報を収集し、適宜相談者や市民に発信します。	・市民活動センター利用者数：2 7, 663人	○	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)
No.21	ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口では、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを実施します。	ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口を開設し、ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動を求める人ととのマッチングや希望の活動についての相談に対応します。	ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動を求める人ととのマッチングや希望の活動についての相談に対応します。	・市民活動センター情報誌の発行：4回／年 ・フェイスブックによる発信：随時 ・メールマガジンによる発信1回／月	○	○	○	○	○	市民協働課
No.22	ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。	ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。	各担当者会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努める。	申請件数：62件	○	○	○	○	○	市民協働課
No.23	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会を通して、連携を図るとともに、質の向上に向けています。	各担当者会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努めた。	○	○	○	○	○	○	市民協働課
No.24	(1)サービスの質の向上 生活支援サービスの充実 サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービス機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	(1)サービスの質の向上 生活支援サービスの充実 サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービス機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	自立支援協議会を通して、連携を図るなどして、質の向上に努めます。	各担当者会に出席し、連携を図つた。年間をとおし研修会を開催しました。	○	○	○	○	○	社会福祉協議会(総務課)
第2章 生活支援	生活支援	生活支援	サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービス機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	事業者へ、第三者機関評価を受け るよう周知する。	引続き周知に努めたが、費用負担面で二つの足を踏む事業所がある。	○	○	○	○	障害福祉課

分野 別 別	基本 基準	指標 指標	番号 番号	事業・取り組み 事業・取り組み	平成30年度の目標 平成30年度の目標		平成30年度の実績 平成30年度の実績		担当課 評価 担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課 担当課	
					政策 評価	政策 評価	政策 評価	政策 評価					
			No.25	苦情相談窓口の周知 障害のある人が安心してサービスを利用するため、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	各事業者へ苦情解決制度や窓口の周知に努める。	苦情相談窓口を案内している。また、事業所に苦情相談窓口の掲示を確認している。	○	○		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会	
			No.26	(2)訪問系サービスの充実 訪問系・日中活動系サービスの充実	訪問系サービスの専門性の確保と質の向上を図り、障害特性を理解した適切な支援がかかるよう、サービス提供事業者に対し各種研修案内を事業者へ周知し、研修の参加を働きかける。 特に研修の受講を勧めます。また、多動性等行動障害に対応できる人材が不足するため、サービス提供事業者に働きかけ、その確保・養成に努めます。	各事業者へ苦情相談窓口の案内を掲示します。	案内を掲示した。	○	○		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会
			No.27	日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、さらなる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。同時に、さまざまな法人の事業所が参入してきています。また、県としても、良質なサービスが提供されるよう指導していきます。	事業者の拡充・参入を働きかけるとともに、サービスの質の維持向上のため、県の監査の同行や市の監査を実施する。	作業部会や各担当者会において働きかけを行った。また、県の実施指導に同行及び市単独監査を実施した。	○	○		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会
			No.28	地域活動支援センターの充実 精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターにおいて、精神障害のある人の創作的活動を行うことともに、相談支援事業を併せて実施します。また、障害に対する理解促進を行います。	精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターの充実事業の継続実施と「型として理解促進を図るための普及啓発をする。	プログラム活動において、利用者が室内清掃やチラシ配布等のボランティア活動を行うことで、地域における精神障害がある方への理解促進につながった。また、市ホームページを新たに作成し啓発を行った。	プログラム活動において、利用者が室内清掃やチラシ配布等のボランティア活動を行うことで、地域における精神障害がある方への理解促進につながった。また、市ホームページを新たに作成し啓発を行った。	○	○		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会
			No.29	介護保険サービスの利用 運営費補助の実施	介護保険事業者が指定障害福祉サービスがでるべきように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスについて協議します。	平成30年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。	—	—		障害福祉課	高齢福祉課	社会福祉協議会
			No.30	運営費補助の実施	運営費補助の実施の心身障害のある人が利用できるサービスを確保するため、事業所に対して、運営費補助を実施します。	事業の継続実施	2事業に対し継続で運営費補助を行った。	○	○		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会

分野 基本 施策 施策 番号	事業・取り組み 番号	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
(3) 居住系サービスの充実 No.31	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。	施設整備補助の継続実施	30年6月に社会福祉施設等施設整備事業(障害者施設区分)の整備計画会議し、計画する事業者の補助申請を支援した。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
No.32 ★	地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体化を達成するため、障害のある人の入所施設・精神院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	団体及び自立支援協議会での協議	H29年度から面的整備で1か所整備し、体験の機会・場をH30.10から開始した。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
(4) 移動の支援 No.33	福祉タクシーの利用助成 通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	経済実施	30年度もリフト無・リフト付の両方のタクシーカード支成を実施した。	○ ○	○ ○	タクシー事業者から不正請求を受け今後制度運用について検討する。	障害福祉課	
No.34	あんくるバスの利用助成 障害のある人の社会参加促進のため、あんくるバス(市内循環バス)の運賃の助成(無料化)を実施します。また、運行経路やダイヤの見直しを必要に応じ実施します。	65歳未満の新規手帳取得者に対する無料シールの配布	30年度も満65歳未満の新規手帳取得者に対し無料シールを配布した。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
No.35	団体へのガイドヘルパーの派遣 移動障害者団体が行う企画や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。	経済実施	平成30年10月に一部路線の見直しと、全線のダイヤの見直しを実施。	○ ○	○ ○		都市計画課	
No.36	中途復覚障害者歩行訓練の実施 日常生活の自立や社会参加を促進するため、中途復覚障害者を持つ人を対象に、中途復覚障害者歩行訓練を実施します。	経済実施	30年度も「あいの会」に委託しガイドヘルパーを派遣した。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
No.37	車いす等の貸与 市内住民の人、市内の福祉関係者等を対象に、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	車いす移送車を全福祉センターに配備する。	車いす移送車が全福祉センターに配備されており、必要な方への貸出しを行っている。	○ ○	○ ○		社会福祉協議会	
2 (1) 各種福祉手当の支給 経済的支援 No.38	各種福祉手当の情報提供 障害者手帳の所持者が年々増加傾向にある中で、受給資格者に対する不利益が生じないよう、手帳についての確実な情報提供を行います。	サービスの提供維持に努める。	障害者手帳を交付する際に該当する手当の届出を行った。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
No.39	各種福祉手当の支給 障害者の生活を支援するため、市単独の障害者扶助料を初め、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。	サービスの維持に努める。	今年度もサービス維持に努めた。	○ ○	○ ○		障害福祉課	
(2) 各種 財政制度の利用啓発 市、国や県における生活福祉資金貸付事業や、住宅リファーム補助事業等の各種助成、貸付制度の啓発により多くの人に貸付事業をPRし、利用者の増加に努めます。	社協広報紙に2回紹介記事を掲載し周知を図った。	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	社会福祉協議会(総務課)		

分野 基木 施策 基木 施策	推進 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
助成制度や利用料の減免	No.40	を行い、必要な方に支援をします。	サービスの提供維持に努めます。	生活福祉資金貸付事業などを利用 を始め、住宅リフォームについても 事業啓発を行い、サービス維持に 努めた。	○	○		障害福祉課	
施設の利用料減免	No.41	施設のある人に、プールやプラネ タリウム等、市の施設の利用料を 減免します。	障害のある人に、プールやプラネ タリウム等、市の施設の利用料を 減免する。	実施（プラネタリウム）	○			生涯学習課	
割引制度の事務の支援と制度啓発	No.42	割引制度の事務の支援と制度啓発 有料道路通行料割引等各事業者が実施する割引制度 の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。	経続実施	・继续して利用料減免を行った。 ・マーメイドバス：プール大人 500円・小人200円を半額減免、ト レーニングルーム大人200円を半 額減免。 ・スポーツセンター：プール大人 510円→250円・小人200円→100円 へ減免、トレーニングルーム大人 510円→250円へ減免。	○	○		スポーツ課	
情報提供の充実	No.43	情報提供の充実 障害のある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近 な地域で活動に参加してもらえるように地域のス ポーツ交流会等を紹介したり、参加状況等の情報提 供を充実するよう努めます。	適切な事務の実施。	スポーツ交流会の参加状況など情 報提供に必要な情報の収集に努め ます。	○	○	窓口での有料道路割引等申請に対 し、適切に事務を実施した。	障害福祉課	
①スポーツ活動の推進	No.44	①スポーツ活動への参加促進 障害の有無に問わなく、市や県を代表して全国大会 等へ出場する人の激励金制度を実施します。	経続実施	体育協会委託事業の中でボッチャや 競技開催等の参加があつた。	○	○		スポーツ課	
②文化芸術活動の推進	No.45	②文化芸術活動の推進 障害者社会参加促進事業の実施 心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自己を養うた め、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。	経続実施	全国障害者スポーツ大会など、全 国大会に出場された選手5名に激 励金を授与すことができた。	○	○		スポーツ課	
③スポーツ・文化芸術活動の推進	No.46	③スポーツ・文化芸術活動の推進 障害者社会参加促進事業（講座型）の実施 障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 総合福祉センターで障害者講座を開催す る。	経続実施	30年度も手をつなぐ親の会へ事業 委託した。（委託額910千円）	○	○		障害福祉課	
	No.47		心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自己を養うた め、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。	経続実施	30年度も手をつなぐ親の会へ事業 委託した。（委託額200千円）	○		障害福祉課	
	No.48		障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 障害者社会参加支援事業（講座型）を実施します。	経続実施	30年度も社協へ事業委託した。 (委託額1,215千円)	○		障害福祉課	
			総合福祉センターで障害者講座を 開催する。	絵画や書道など13講座を開催し	○			社会福祉協議 会	

分野 番号	基点 施策 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当評 議会 評議会	評価に対する課題 (担当議会が△又は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標が△又 は×の場合)	担当課
	No.49	文化・体育施設の環境整備 公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行い、参加しやすい環境を維持します。	公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行う。	改修工事によりエレベーターの更新、車いす昇降装置の設置を行つた。	○	公共施設におけるエレベーターやスロープ、車いす昇降装置等の適切な維持管理を行う。	生涯学習課	
	No.50	講座等への手話通訳者等の配置 市が主催する講座等を開設するときは、必要に応じて手話通訳者等を配置します。	必要に応じて、市民大学・家庭教育講演会等での手話通訳等の配置を行う。	リニューアルしたソフトボールA球場にエレベーターを設置した。	○	必要に応じて、講演会等での手話通訳等の配置を行う。	スポーツ課	
	No.51	特別支援学校へのイベント情報の提供 特別支援学校やレクリエーションの情報を、特別支援学校に提供し、学校の協力を得て保護者へ参加を呼びかけていきます。	30年度は8月のあんぶくまつり、2月の就労講演会のPRチラシの配布の実施	あんぶくまつりや就労講演会のPRチラシの配布を配布し周知啓発した。	○	30年度は8月のあんぶくまつり、2月の就労講演会のPRチラシを配布し周知啓発した。	障害福祉課	
1	No.52	(1) 防災対策の推進 安全・安心のまちづくり	災害時要援護者支援制度の推進 市広報紙やまちかど講座等を通じて災害時要援護者支援制度の普及啓発を行い、登録の推進に努めます。	制度の啓発を行います。	○	6月16日（土）閑散のまちかど講座において、安城市ボランティア連絡協議会の方を対象に、制度説明を行いました。また1月19日（土）に櫻町内会の方を対象に説明を行いました。	社会福祉課	
第3章 生活環境	No.53	防災活動の推進と障害者の参加促進 災害時における要配慮者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障害のある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。	要保護者の情報提供に努める。	30年度も障害者並びに難病医療助成者情報を提供した。	○	総合防災訓練、自主防災組織支援事業について啓発活動や情報提供に努めた。	障害福祉課	危機管理課

分野 年度	基本 指標 指標	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標が△又 は×の場合)	担当課
	福祉避難所における訓練の実施	No.54 ★	福祉避難所において、要配慮者が参加する災害時訓練を実施します。実施にあたっては、企画段階から障害のある人等の参加を得ています。	各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努める。	総合防災訓練(福祉避難所開設訓練)を実施し、各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努めた。	○			危機管理課
	家具転倒防止事業の推進	No.55	地盤発生時にかかる被害の軽減を図るために、家具転倒防止事業を推進します。	主催者の求めに応じ情報提供に努める。	市総合防災訓練と連携し、中部福祉センターにて福祉避難所開設運営訓練、障害者移送訓練等を実施した。	○			障害福祉課
	避難所における障害のある人の配慮	No.56	避難所においては、障害のある人が安全に移動できるよう必要な配慮に努めます。また、提携障害者や施設障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。	福祉避難所開設・運営訓練を実施します。	社会福祉協議会主導のもと、11月10日(土)に中部福祉センターで福祉避難所開設訓練を実施しています。	○		○	社会福祉課
	要配慮者の参加する福祉避難所運営訓練を実施し、福祉避難所見直マニュアルを要配慮者目線で見直す。			要配慮者の参加する福祉避難所開設訓練を実施し、福祉避難所見直マニュアルを要配慮者目線で見直す。	中部福祉センターで福祉避難所開設訓練を実施した。障がい者を主とした要配慮者や関係事業者、ボランティアにも参加いただき、ワークショップを行ない、福祉避難所での環境整備など具体的な意見交換や避難体験をしていただいだ。	○			社会福祉協議会
	家具転倒防止事業の推進			事業の総括実施	・30年度キルバー人材センターへ委託した。実績は8月に1件のみであった。 ※実績 28年度：2世帯 29年度：なし。 30年度：1世帯	○	大地震が発生しないと家具転倒防止意識が薄れがちである。		障害福祉課
	避難所における障害のある人の配慮			事業の総括実施	事業の総括実施を行った。 自主防災組織1団体が実施した。 (54団体／73団体)	△	自主防災組織運営協議会において実施依頼を実施しているが、実施数が増加しない。		危機管理課
	避難所における障害のある人の配慮			設置者へ配慮を働きかける。	引き続き、視覚や感覚障害者への配慮を働きかけた。	○			障害福祉課
	避難所における障害のある人の配慮			必要な備品を計画的に配置するよう努める。	備蓄計画に基づき備蓄品を購入し、各避難所に順次配備していく。	○			危機管理課

分野 部課 室	機関 施設 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価面が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更、 修正する場合)	担当課
No.57		避難所・避難場所の周知 避難所のある人に一般避難所や福祉避難所等を周知するため、避難所・避難場所の広報・啓発を実施します。	情報弱者へ窓口などで周知に努める。 関係課で受入体制を協議し、周知に努めます。	周知に努め、ハザードマップを希望されれた方に対し危機管理課を案内した。 関係各課による検討分科会を開催し、受入体制の協議を行いました。	○			障害福祉課
No.58		サービス提供事業者における防災対策の促進 障害のある人の安全を確保するために、サービス提供事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検等災害対策の推進について指導します。	サービス提供事業者に向けた防災対策の促進 事業者へ協力を働きかける。	自主防災組織支援事業の一環として福祉避難所開設訓練の成果報告書を閲覧し、市内町内会へ広く案内して、訓練結果について啓発しました。	○			社会福祉協議会
No.59 ◎		特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるために、特認定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	特定福祉避難所の機能の充実 必要な物資を順次配備していく。	新たに特定福祉避難所に指定された2施設において物資の配備を行った。	○			危機管理課
No.60	(2) 緊急時 の情 報 の發 信	緊急時の情報提供 緊急時の情報発信として、インターネットFAAXや防災ラジオ等の普及を図り、災害時における被害の軽減に努めます。	事業の継続実施	特定福祉避難所に配置された防災備蓄品の説明会を危機管理課と共に実施した。	○			障害福祉課
No.61		(2)緊急時 の情 報 の發 信 徘徊的障害者(児)家族支援事業の実施 徘徊の症状がみられる知的障害のある人に対して、所在が不明となつたときに行き、徘徊的障害者(児)家族支援事業を実施します。	事業の継続実施	30年度もセコムに委託し事業を継続実施した(利用者は3人)	○			危機管理課 障害福祉課

分野 別	品目 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課面が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
	(3) 消費者トラブルの防止と被害からの救済、情報収集と発信を行うとともに、被害からのないように情報収集と必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センター(法テラス)等の相談窓口へつなげていきます。 No.62	消費者トラブルの防止と被害からの救済、情報収集と発信を行うとともに、被害からのないように情報収集と必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センターとの連携	必要な相談窓口へつなげる。	窓口を案内した。	○	安城市から最も近い法テラス(日本司法支援センター)は岡崎市役所内に設置されており、障害者担当人が向かうには距離がある。	障害福祉課	
	No.63	交通事故教育の実施 障害のある人が、交通事故等に遭うことがないよう、交通安全教育を実施します。	特別支援学校での交通安全教室の実施	特別支援学校の小学校部、中等部、高等部の生徒を対象に、歩行訓練室と自転車教室を実施した。安城署より派遣2名。	○ ○	広報での特集ページに、悪徳商法に関する情報収集と啓発物等を活用した情報発信や日本司法支援センターとの連携	商工課	
2 (1) 人にやさしい施設の整備 人にやさしいまちづくり	No.64	公共施設のユニバーサルデザインの推進 公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。	新設時にユニバーサルデザインによる設計を検討する。	文山小学校	○ ○	特別支援学校の小学部、中等部、高等部の生徒を対象に、歩行訓練室と自転車教室を実施した。安城署より派遣2名。	市民安全課	
	No.65	交通環境のユニバーサルデザインの推進 歩道等の維持・改修時には、県の人によさしい街づくりの推進等に沿ったユニバーサルデザインを推進します。また、公共交通機関の事業者へ施設の改善を働きかけます。	条例等に沿ったユニバーサルデザイインの推進	新幹線三河安城駅乗降口のスロープの勾配を、現状施設の範囲内で改修した。	○	歩道整備 市道 里橋目1号線ほか3路線 L=927.0m	施設保全課	
	No.66 ★	障害者用トイレの多機能化の推進 公共施設を新設するときには、オストメイト対応トイレの設置に努めます。また、必要に応じてベッドの設置に努めます。	新設時に障害者用トイレの多機能化について検討する。	高柳小学校、和泉保育園	○ ○	パリアフリー化が完了していない市内の鉄道駅は南安城駅のみであるため、鉄道事業者に対し継続的に施設の改善を働きかけます。	交通事業者へユニバーサルデザインの普及促進を図ります。 都市計画課	施設保全課

分野	基本施策 番号	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
(2) 住まいの充実	No.67	市営住宅のバリアフリー化の推進	市営住宅の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、パリアフリー化を推進します。	当該年度に住戸改善の実施対象住宅がないため、実績なし。	当該年度に住戸改善の実施対象住宅がないため、実績なし。	—	—	市営住宅の段差解消等を行って対応する場合	健美課
	No.68	リフォームヘルパー派遣事業の実施	リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的な住宅改修ができるよう支援します。	リフォームヘルパーのチーム（建築士、理学療法士等、ソーシャルワーカー、市担当者）で対象者の家庭を訪問し、身体状況、住宅状況にあつた住宅改修案を提示しました。訪問件数17件（内図面作成3件）	リフォームヘルパーの派遣でおり、改修にあたる相談、助言等のサービスを行います。	△	リフォームヘルパーの派遣を引続き実施しつつ、より効果的かつ効率的な住宅改修を停止を含めます。	住宅改修に関する調査結果を参考に、現事業の廃止及び新たな手法の検討を行います。	高齢福祉課
	No.69	乳児家庭全戸訪問の実施	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、児不安の軽減および育児の孤立の防止を図ることとともに、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげていきます。	事業の継続実施	リフォームヘルパーの派遣で、適切な住宅改修の支援がありました。	○	リフォームヘルパーの派遣での実績があつた。	現行制度を維持し、高齢福祉課の見直しにあわせて、効果的、効率的な手法の検討を行います。	高齢福祉課
第4章 育育・教育・子育て	No.70	乳幼児健診の実施	乳幼児期における発達の遅れや疾患病を早期に発見し、適切な支援、療育に努めます。また、保護者と成長発達を把握し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	継続実施	実施済	○ ○ ○	○ ○ ○	現行制度を維持し、高齢福祉課の見直しにあわせて、効果的、効率的な手法の検討を行います。	健康推進課
	No.71	乳幼児健診の実施	乳幼児期における発達の遅れや疾患病を早期に発見し、適切な支援、療育に努めます。また、保護者と成長発達を把握し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	継続実施	開催回数 人数 4か月児健診 45回 1,856人 1歳6か月児健診 49回 1,898人 3歳児健診 48回 1,781人	○ ○ ○	○ ○ ○	現行制度を維持し、高齢福祉課の見直しにあわせて、効果的、効率的な手法の検討を行います。	健康推進課
	No.72	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施に心配のある親子に対し、療育セミナーや関係機関と連携して講師指導致します。	継続実施	発達心理相談184回延べ311人 訪問指導（免達支援）74回延べ14人（不在を含む）	○ ○ ○	○ ○ ○	子ども発達支援課へ業務移管による見直しを実施します。	健康推進課
		事業の継続実施	保健センターから事業移管	○	○	○	○	子ども発達支援課	健康推進課

分野	基本 指標 指標 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
	No.73	発達障害の早期発見 発達児健診査定までに発達障害が見つからない場合 3歳児健診検査ため、幼稚園・保育園での健診診断や保 育士等の気づき、保育カウンセラーによる健診訪問、 さらには、就学時の健診診断、小学校のスクールカ ウンセラーやカウンセリンク等を行い、発達障 害のある児童の早期発見と指導に努めます。	保育カウンセラー訪問 臨床心理士 64回 作業療法士 30回 実施 作業療法士 35回	保育課から事業移管 訪問相談 臨床心理士 67回 作業療法士 35回	○ ○			子どもも発達支 援課
	No.74	(2) 療育相談の充実 療育相談の充実	相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を 増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。	相談時間拡大 相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を 増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。	子どもを取り巻く関係者、関係機 関が連携し、年長児の適正な就学 を図った。 「子どもも発達支援センターへ相談 窓口を算出し、相談する機会の拡 充と相談場所の明確化を図った。 子どもも発達支援センターの整備に あわせ、相談窓口について協議・ 検討。	○ ○		子どもも発達支 援課
	No.75	相談窓口の明確化	保健センター、子育て支援センター、療育セン ター、教育センター等で行う子どもたちの発達や療育に 関する相談については、相談先がわかりやすいよう 窓口の周知に努めます。また、「(仮称) 子ども発 達支援センター」の整備により、これらの窓口の統 合や連携強化を推進します。	子どもも発達支援センターの整備に あわせ協議 子どもも発達支援センターの整備に あわせ協議	○ ○	「子どもも発達支援センターへ相談 窓口を算出し、相談する機会の拡 充と相談場所の明確化を図った。 わかりやすい相談 窓口案内に努めま す。	子どもも発達支 援課	

分野 基本 施策	施策 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
(3)情報交換・協力体制の充実	No.76	分野間の連携による支援体制の充実 療育担当者会や関係機関同士の情報交換会を開催することにより、保健・医療・教育・福祉の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。	子ども達支援センターの整備にあわせ保育課から移管、「安城市発達支援ネットワーク会議」に改め2月に1回開催、各分野間の連携化を図り情報を交換した。	△	定期的に開催しながら、その間に発生した問題を持ちながらも、解決策をと連携を密にしていく必要があります。	子ども達支援センターの整備がムダにならないよう毎年2回実施。8月と2月の開催予定。	子ども達支援課	子ども達支援課
		組織実施	運営強化し、連絡・一貫した支援体制の充実を図るため情報交換会に参加した。	○	△	組織実施	組織実施	組織実施
		組織実施	市教育委員会の担当者や臨床心理士が定期的に会に参加し、教育セミナー教育相談について説明、業務連携を図った。	○		学校教育課	社会福祉協議会(総務課)	社会福祉協議会(総務課)
		教育担当者会に参加。	HS0市子ども達支援課に移行	○				
		生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。	子ども達支援センターの整備にあわせ協議	子ども達支援センターWQで協議した。 ○		相談支援を通して様々な節目で、支援者が途切れないと情報共有に努めます。	障害福祉課	障害福祉課
		子ども達支援センターにあわせ協議	子ども達支援センターの整備に子ども達支援センターにあわせ、協議に参加し連携をとった。	○		相談支援を通して様々な節目で、支援者が途切れないと情報共有に努めます。	障害福祉課	障害福祉課
		子ども達支援センターにあわせ協議	「子ども達支援センターあんスティップ」としてライフステージに応じた支援体制を確立、蓄積した情報を生かしながら支援業務を継続した。	○	○	集約による利点を算出した事業運営を行う中で、関係機関との連携を強化していく。	子ども達支援課	子ども達支援課
		子ども達支援センターにあわせ協議	学校教育課関係者に子ども達支援センターの業務や、今後の業務運営について説明し、理解を深めた。自立支援協議会と会後の取り組みについて話し合った。	○		児童生徒を取り巻く関係者や関係機関との連携し、切れ目のない支援体制の充実を図る。	学校教育課	学校教育課

分野 別角	基本 指針 基盤	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 （年度目標を変更・ 修正する場合）	担当課
				相談支援を通して、成長の節目で 支援が途切れないように努める。	H30市子ども発達支援課に移行	○	○		相談支援を通して、支 援者々が途切れないと う関係部署や機関共存に努 めます。	社会福祉協議 会(総務課)
No.78			各種子育て支援事業による育児不安の解消 各様子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行 うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。 また、早期教育等へつながるよう、関係機関と の連携を図ります。	教育支援を子ども発達支援センターで実施する。契約化により効率的な運営を図るとともに、関係機関と連携していく。	子どもも発達支援センターを契約し、や まびこルームとして事業を継続実施。	○	○		子どもも発達支 援課	社会福祉協議 会(総務課)
				事業の継続実施	子どもも発達支援センターを契約し、や まびこルームとして事業を継続実施。	○	○		子どもも発達支 援課	社会福祉協議 会(総務課)
				継続実施	育児不安を抱えている保護者の相 談に応じ、育児不安の解消に努めた。既存の早期教育体制をより効率的に推進できるように関係部署との協議に参加した。	○	○		健康推進課	
				(仮称)子どもも発達支援センターの整備 早期教育を必要とする児童の増加や相談機能の充実 等に対応するため、保育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子どもも発達支援センター」の整備を推進します。	子どもも発達支援センターの整備に あわせ協議	○	○	事業完了了のため項 目削除	障害福祉課	
					施設整備を完了し、平成30年7月17 日「子どもも発達支援センターあんス テップ」を開所する。	○	○	事業完了了	障害福祉課	
No.79	★		(4) 療育体制の充実	子どもも発達支援センターの整備に あわせ協議	学校教育関係者に子どもも発達支援 センターの業務や、今後の業務運 営について説明し、理解を深め た。	○	○	事業完了了のため項 目削除	学校教育課	
				子どもも発達支援センターの整備に あわせ協議	相談機能の充実のため整備に合わ せ、協議に参加した。	○	○	事業完了了のため項 目削除	健康推進課	
No.80	★		保育所等訪問支援の実施	保育所からのお依頼により、障害児支援に關する知識 と指導経験のある保育士等が、保育園等を訪問し、 集団生活に適応するための支援を必要とする子に、 保育園等の特性に合わせた助言をご家族に行いま す。	8月1日事業開始 電話での相談、問い合わせ2件あり。 訪問支援の実績なし。	○	○	子どもも発達支 援課	障害福祉課	
					市内にサルビア学園が事業所とし て開始したが実績はなし。近隣市 の事業所を利用した実績が2件 あった。	○	○		障害福祉課	

分野	基木 基底	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	相当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
			No.81	臨床心理士による指導の実施 発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への保育カウンセラーや園訪問による園訪問、教育セミナーの臨床心理士による5歳児の支援を実施します。	子ども課臨床心理士 64回 教育センター 30回	訪問相談 67回 新入学児に関わる訪問 38回	○		子ども発達支 援課	
2	① 基本教育・文部科学省の政策 ② 子育て支援の充実	No.82		統合保育の推進 交流保育の推進	幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある児童との二ースを受け止め、障害のある児童も一緒に生活する中でともに生活する児童とのふれあいを図るために、サルビア学園と保育園等の交流保育を推進します。	事業の継続実施	継続	○ ○ ○	○ ○ ○	保育課
		No.83		放課後児童クラブへの受入れの推進	放課後児童クラブへの受入れの推進について、放課後児童クラブへの受入れに特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童については、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	事業の継続実施していくく	保育園交流 12回 (えのき保4回) 城ヶ入保8回	○ ○ ○	○ ○ ○	保育課
		No.84		小中学校への介護員の派遣 放課後等デイサービスの充実	安城市立の小中学校においては、一時的に保護者の付添いができるない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	必要に応じて事業の実施	専門機関ヒケース検討会議を実施(2回)、特別支援学級教諭と情報共有をする等、連携強化を行った。	○ ○ ○	○ ○ ○	子育て支援課
		No.85		放課後等デイサービスの充実	放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。	サービスの質・量の充実について 協議を継続	平成30年度も依頼がなく、実績0ため要綱をH30.11.1付けて停止した。また、教育委員会において同様の要綱が整備・実施されています。	— — —	— — —	障害福祉課
		No.86		アミリー・サポート・センター事業の推進	アミリー・サポート・センター事業の推進のため、障害のある児童の子育て支援活動を充実するため、援助会員の確保や研修の充実を図ります。	講習会や研修会の実施	児童担当者会において支援員のスキルアップを目的として、勉強会や事例検討を行った。	○ ○ ○	○ ○ ○	障害福祉課
		No.87				会員を対象に講習会(4回)や研修会(2回)を開催した。	○ ○ ○		○ ○ ○	子育て支援課

分野別 基準 基準	推進 施策 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標		平成30年度の実績		担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価△又は×の場合)	平成31年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
			担当課 評価	政策 評価	担当課 評価	政策 評価					
3 (1) 教育相談等の充実 インクルーシブ教育の推進	No.88	関係機関の連携強化 保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育支援センター、養育セミナー、サルビア学園、特別支援学校等による乗育担当者会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	子どもも発達支援センターの整備にあわせ保育課から移管、「安城市発達支援ネットワーク会議」に改め2月開催、各分野間の連携強化を図り情報交換した。 (No.76再掲)	△	子どもが間に発達支援センターと連携しながら、その間に発達支援ネットワーク会議を実施した問題を持ち寄り、解決していく必要がある。	△	定期的に開催しながら、その間に発達支援センターと連携して実施。8月と2月の開催予定。	△	子どもも発達支援センターと連携して実施。	子どもと2月の開催予定。	子ども発達支援課
	No.89	教育センターの相談支援体制の充実 相談員等の相談時間の拡大に努め、家庭教育相談員・臨床心理士などの相談の充実を行います。 また、「(仮称)子どもも発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	教育センターの相談支援体制の充実 相談員等の相談時間の拡大に努め、家庭教育相談員・臨床心理士などの相談の充実を行います。 また、「(仮称)子どもも発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	△	子どもも発達支援センターの整備にあわせ協議 引き続き連携強化を図っていく	○	子どもも発達支援センターで行われる発達相談と、教育センターで行う教育相談について随時相談し合い、利用者にとってよりよい相談体制の整備を行った。	○	○	臨床心理士などの専門家による相談を継続して実施	障害福祉課
	No.90	保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童(5歳児)の就学相談が実施できる体制を維持します。 また、「(仮称)子どもも発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童(5歳児)の就学相談が実施できる体制を維持します。 また、「(仮称)子どもも発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	△	子どもも発達支援センターの整備にあわせ協議	○	園訪問、就学相談を中心に幼保小の連携を図った。	○	○	子どもも発達センターが中心となる子供たちの小学校就学相談で連携を図るよう連携を図る。	子どもも発達支援センターが中心となる子供たちの小学校就学相談で連携を図るよう連携を図る。
	No.91	卒業時の就学就労相談の充実 卒業時ににおける就学・就労に関する相談の充実を図ります。	卒業時の就学就労相談の充実 卒業時ににおける就学・就労に関する相談の充実を図ります。	△	卒業会議に参加し、他機関からの情報を得ることに成功立てた。	○	就学先の意見を尊重した就学先の決定 本人・保護者の意見を見ると最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的二原则として、市教育委員会が就学先を決定します。	○	○	就学先の相談が必要な未就学児について、関係機関と連絡を取りながら適切な就学に努めた。	学校教育課
	(2) インクルーシブ	本人・保護者の意見を見ると最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的二原则として、市教育委員会が就学先を決定します。	本人・保護者の意見を見ると最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的二原则として、市教育委員会が就学先を決定します。	△	連続実施	○	就学先の相談が必要な未就学児について、関係機関と連絡を取りながら適切な就学に努めた。	○	○	就学先の相談が必要な未就学児について、関係機関と連絡を取りながら適切な就学に努めた。	学校教育課

分析 年 番	年度 別実績 番号	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価 基準 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
		No.93 ★	多様な学びの場の充実 教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できる指導、小中学校に特有の通常の学級、過級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。	校内教育支援委員会を中心とした学びの場の提供に努めた。	○ ○			学校教育課	
		No.94 ★	合理的配慮の提供 合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。	市教育委員会が中心となり、市学校、保護者間で児童生徒の学習環境についての話し合いを継続し、合意形成に努めた。	○ ○			学校教育課	
		No.95	特別支援教育の体制の充実 特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会・情報交換会を実施し、必要な人材の確保、さらには、通級指導会等の研修を通じて広く周知します。	特別支援教育コーディネーターの研修会を計画的に行なった。 また、自主研修会で有志による学習会も行なった。適切な時間数で指導が行き届くように、学校同士の組み合わせの見直しを行なった。	○ ○			学校教育課	
		No.96	通級指導の充実 障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。	○ ○				学校教育課	
		No.97	特別支援教育補助員事業の充実 個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、特別支援教育補助員には、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実を図ります。	特別支援教育補助員（スクールアシスタント）への計画的な研修を行なった。	○ ○			学校教育課	

分野 部課	基木 施設 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当評 議面	政策 評議面	評価に対する課題 (担当議事面が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
	No.98 ★	学校施設のバリアフリー化の推進 災害発生時ににおける利用等の観点も踏まえつつ、学 校施設のバリアフリー化を推進します。	改修時に、バリアフリー化を実施	・高槻小学校校舎中規模改修 (2/2期) ・安城北中学校校舎中規模改修 (1/3期) ・校舍トイレ改修：安城北部小 (2/2期)、桜南小(2/2期)、桜 林小(2/2期)、新田小(2/2期) ・今池小(2/2期)、桜井中(2/2期)、 篠目中(2/2期)	○	○	※入札不調による延期 など、計画通りに実 施できるが、修繕対応 ができるものは随 時対応している。	教委総務課	
	No.99	③ 進路指導の充実	事業の継続実施	H29年度に実施した災害用マン ホールトイ設計委託において、 避難場所となる建物からマンホールトイ設置位置を工夫し要配慮 者に配慮した。	○			危機管理課	
	No.100	障害のある生徒の状況に適した進路指導を行ったた め、学校と行政および公共建業安妥所が協力し、就 学・就職への支援をします。	継続実施	卒業後の適切な進路決定につい て、関係機関との連携に努めた。	○	○		学校教育課	
	No.101	障害見学・説明会等の実施 障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、 考えてもらうため、卒業生の体験談、障害見学、実 習、学校説明会・見学会等を実施します。 アフターケアの充実 就学後のアフターケアについては、市教育委員会、 特別支援学校等が連 絡をとり、適切な支援の実施に努めます。	継続実施	卒業後の進路決定やNPO等の主 催する就労相談の情報提供に努め た。	○	○		学校教育課	
	No.102	多様な就労方法や技能取得制度の周知 するとともに、障害者就業・生活支援センターと連 携して障害のある人の雇用を支援します。	企業等への制度啓発	技能習得制度のPRや障害者就業・ 生活支援センターとの連携強化を 図り、愛知職業能力開発校との連 携に努める。	○	○		障害福祉課	
第5章 雇用・就労	No.103	企業等への制度啓発 就労相談員の活動を通して障害のある人の雇用拡大 を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者 雇用率制度を周知します。	市ウェブサイト等を通じた企業等 への各種助成制度や障害者雇用率 制度の周知	就労相談員をを通じ、制度の啓発 や、障害のある人の雇用を希望す る企業との取り次ぎを行う。	○	○		障害福祉課	
	No.104	障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規 事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の 拡大に努めます。	自立支援協議会担当者会での啓発 会に障害福祉員が参画した。 (精神障害者が合格した)。	・市ウェブサイトを通じて各種助 成制度や障害者雇用率制度等を周 知。	○	○		商工課	

分野 基木 推進 施策	推進 施策 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
No.105 ★		職場における合理的配慮の提供義務等の届出 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行 を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差 別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓 発に努めます。	法施行にあわせ、PRの実施。 市ホームページ等を通じた法律の届出 の届出	30.9.11に碧海信用金庫の窓口職 員向け研修会で講演を行った。	○	○		障害福祉課	
(2) 雇用・就労 支援	No.106	就労移行支援の充実 に、サービスの質の向上に努めます。	自立支援協議会担当者会での参入 や拡大の働きかけや勉強会などで質 の向上に努める。	今年度も継続実施した	○	○		障害福祉課	
No.107		ジョブチケット制度の周知 障害のある人と企業の間に立ち、就業と生活の一体 的支援を行うジョブコート（職場適応援助者）の活 用が図られます。	西三河南部西就業・生活支援セン ターと連携し、支援の推進に努め る。	引き続き障害者就業・生活支援セン ターとの連携に努めた。	○	○		障害福祉課	
No.108		職規制度の推進 知的障害者や精神障害のある人を住み込みや通いで雇 用し、生活指導や就労指導を行う職規委託制度を推 進するため、職規の確保に努めるとともに、事業の 周知を行います。	職規制度の確保等に努める。希望 者がある場合はPRを実施。	障害福祉課ウェブサイト「その他 のサービス」に障害記事を掲載し 周知発表を行った。H30実績0	○	○		障害福祉課	
No.109		市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行い ます。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大 等を検討します。そして、精神障害者について研究を 進めます。	引き続き、職員採用候補者試験に おいて身体障害者を募集していく が、知的障害者及び精神障害者も 募集対象に加える。雇用形態等の 検討、精神障害者の業務内容等の 研究を進めます。	身体障害者、知的障害者及び精神 障害者を募集対象として、平成3 0年度職員採用候補者試験（平成3 1年4月採用）を行った。複数 名の応募者があつたが、試験の結果、採用には至らなかつた。	○	○		人事課	
2	No.110 ◎	自主製品の購入、市業務の委託 障害者優先購入法に趣し、市立保育園における おやつとして自家製品を購入し、利用者の工賃 アツブ作業等の市業務の一部を障害福祉施設へ委託し ます。そして、自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の 協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	優先購入法に基づき定めた基本指 針に基づき、目標達成を設定する。	年度の目標を設定し、達成に努め た。 ※実績 29年度 物品 2,975,420円 役務 11,915,109円 30年度 物品 3,103,850円 役務 13,057,465円	○	○	(追加事項)障害者 課も物品購入又 は役務の委託に努 める。	障害福祉課	
No.111 ◎		就労系サービスの充実と事業者の質の確保 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活 動の拡大を促進します。また、企業等に対し就 労系サービス事業者への作業の発注を働きかけま す。なお、事業者にに対して、その質の確保を図ると ともに、改善を促進します。	自立支援協議会担当者会での参入 や拡大の働きかけや勉強会などで質 の向上に努める。	H31.1.17に事業所向けの障害者健 康防止法研修(基幹相談支援セン タースキルアップ勉強会)を開催 した。	○	○		障害福祉課	
No.112		就労系サービスの充実と事業者の質の確保 特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得ら れ、適切なサービスが選択ができるよう、学校と相 談支援事業者が連携します。	自立支援協議会担当者会において 連携各担当者会において連携を図っ た。 卒業後の進路選択の支援について 学校と連携して進めます。	○	○		障害福祉課		
				H30市子どもも発達支援課に移行	○			社会福祉協議 (総務課)	

分野 基盤	機関 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更、 修正する場合)	担当課
	No.113	自主製品販路拡大への支援 障害のある人の働く場の確保や、就労系サービス事業所の自主製品販路拡大のため、必要に応じて商店街の空き店舗等の情報を提供します。また、市役所等においても、展示・展示・販売の場を提供します。	市役所食堂にて販売場所の確保	30年度はこすもす煙、ラニハルナ(四清会)、ぬくもり福祉会の3団体が販売した。	○	ラニハルナ(聖清会)について、販売を行った職員が減少から販売が行えなくなってしまった。		障害福祉課
3	(1) 相談支援体制の充実 就労相談・情報提供	事業情報の提供、職業相談の実施 №114 公共就業安定所と連携し、人材募集情報の提供や職業相談を実施します。 №115 就労相談の推進 就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、職場との連携を図りながら、一般就労への支援や職場への定着を支援します。	若者の自立・就労支援施設による受け入れや中心市街地における商店街の空き店舗の情報提供	・若年総合相談窓口「あらサポ」を設け、若者の自立・就労を支援。 ・中心市街地における商店街の空き店舗の情報を提供。	○			商工課
	No.116	事業情報の提供、職業相談の実施 就業者就業・生活支援センターの利用促進 就業・生活支援センターの利用が促進されるよう、新たに開設されたセンターの周知に努めます。	就労相談の実施	30年度も就労相談員を1名配置し、就労相談や企業とのつなぎを行った。(№103の再掲)	○ ○			障害福祉課
			就労相談員による就労相談や必要に応じた企業への訪問の実施	ハローワークと連携し、障害者就労面接会等による一般就労への支援を行った。	○ ○			障害福祉課
			障害者就業・生活支援センターの周知に努めます。	相談事例に応じ、必要に応じ障害者就業・生活支援センターの周知を行った。	○ ○			障害福祉課

分野別 基本指標	社連 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	相当評価 政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
(2) 創業・起業等の支援 No.117	仲間づくりの推進 創業・起業等の仲間づくりを、障害のある児童生徒の保護者との連携とノウハウの提供	特別支援学校等連絡会議へ出席。	岡崎特別支援学校の連絡会議に出席した。	○ ○			障害福祉課	
No.118	商工会議所等との連携とノウハウの提供 障害のある人の創業・起業を支援するため、商工会議所等と連携し、ノウハウの提供を行います。	就労講演会の実施	・30年度は文化センターでT.G. ウエルフェアの山下、成田、小保氏を講師に迎え開催した。 ・30年度障害者の就労は69名	○ ○		就労講演会を就労して開催する。	障害福祉課	
No.119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	必要に応じて設立支援のための補助制度の検討。	商工会議所や金融機関と連携した市、商工会議所、金融機関と連携した支援体制を整備し、必要に応じて歩走型支援やチャレンジ融資利子補給制度を紹介を行っている。	○ ○			商工課	
No.120	(1) 生活習慣病予防による疾病予防や、疾病が進行し障害となることを防ぎ、健診づくりを支援するため、特定健診後は、健診結果により、特定保健指導を実施します。	特定健診等の実施 特定健診後は、健診結果により、特定保健指導を実施します。	30年度について実績はありません。 若年総合相談窓口「あんさんボ」を設け、若者の自立・就労を支援。(No.113の再掲) ・中心市街地における商店街の空き店舗の手続き情報を提供。	—	—		障害福祉課	
第6章 保健・医療	障害の原因となる疾患の予防	特定健診の促進 特定健診や後期高齢者医療健康診査の受診を働きかけます。	特定健診等の普及啓発をする。	○ ○	特定保健指導未利用割安1,030人、うち重症化予防①糖尿病性腎症②糖尿病(①33②52人)	継続実施	国保年金課	健康推進課
No.121	健康診査の受診の促進 特定健診や後期高齢者医療健康診査の受診を働きかけます。	対象者への健診票配付件数 特定健診 27,842 後期高齢者医療検診 18,774	継続広報あんじょうや市ウェブサイトに啓発記事を掲載。また、特定健診受診者に受診動機通知を送付した。	○ ○			国保年金課	健康推進課

分野 番号	事業・取り組み 番号	平成30年度の目標	平成30年度の実績	相当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標(年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
No.122	②介護予防の推進 No.123	この健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、高齢者の健康について知識の普及や相談サービス等の情報をお伝えします。	組織実施 保健所等から配布される資料や地域活動支援センターのチラシの設置。	実施済	○	○	○	健康推進課
No.124	①地域医療の促進 No.125	高齢者の生活機能の維持向上 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。	改正された介護保険制度の下、介護予防事業の普及啓発を行い、介護予防事業等を実施します。	介護予防の実施。	介護に関する市民向けのチラシを作成し、配布しました。 社会福祉協議会において介護予防事業(町内会健康体操教室)すつりしやつきり体操教室)を行いました。	○	○	高齢福祉課
No.126	②医療サービスの実施 No.127	かかりつけ医の促進 身近な医療機関で健診して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	事業所などを介して働きかける。 事業開始	○	○	○	○	社会福祉協議会
No.125★	自立支援医療の実施 心身障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)費を給付します。	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内の意思疎通支援事業として実施します。	○	○	○	○	○	障害福祉課
No.126	医療費の助成 障害のある人の医療費経減のため、障害の程度によ り、障害者医療として医療費の助成を実施します。	更生医療、育成医療の適正な実施 精神通院医療費助成の適正な実施	H30年度も引き続き自立支援医療の 適正に実施した。 精神通院医療費助成の適正な実施	○	○	○	○	障害福祉課
No.127	医療費の助成 障害のある人の医療費経減のため、障害の程度によ り、障害者医療として医療費の助成を実施します。	受給者数 障害者精神障害者 精神障害者	受給者数 障害者 精神障害者 精神障害者	○	○	○	○	国保年金課

分野	課題	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課評価	評価に対する課題(担当課評価が△又は×の場合)	平成31年度の目標(年度目標を変更・修正する場合)	担当課
	No.128	難病患者の医療費助成に関する情報提供 難病患者への医療費助成の制度変更についても、関係機関と連携して情報提供に努めます。	保健所等から配布される資料を通じて情報提供の実施	衣浦東部保健所等から配布される資料の窓口設置を行い、情報提供を行った。	○ ○			障害福祉課	
第7章 相談・情報提供	No.129	(1) 相談窓口の充実 相談・情報提供の充実	相談支援事業の充実 基幹相談センター（ふれあいサービスセンター）を核とした相談支援ネットワークを強化し、訪問相談等について自立支援協議会で検討します。 高齢地盤包括支援センターには、「（仮称）子どもも発達障害児相談センター」の整備に応じています。 支障センターの整備にあわせて充実を図ります。 なお、高い専門性を必要とする内容については、保健所や児童障害者支援センター等専門相談機関へつなげていきます。	自立支援協議会の活用による障害児相談支援の充実 自立支援協議会における障害児相談支援の充実	相談支援担当者が会において協議を行い、連携強化・充実に繋げた。 担当者会、作業部会を通じ事業所間のネットワークにつとめた。 自立支援協議会を通して、相談支援員間のネットワークで包括支援センターとも連携しサービスの利用につなげることができます。 子ども発達支援センターが整備されより専門性が向上した。	○ ○		障害福祉課	
	No.130	相談支援事業所への補助 相談支援事業所により、ニーズに応じた計画作成の確保を行います。	相談支援事業所への専門性の向上 相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上ため、研修への参加を促進します。	相談支援事業の継続実施	平成30年度計画相談支援等事業運営費補助金実績 合計15,000,000円（6事業所）の予定	○ ○		障害福祉課	
	No.131	相談支援担当者の専門性の向上 相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上ため、研修への参加を促進します。	相談支援事業所や相談員の各種研修への参加 内周知	相談支援事業所完の研修結果から相談支援事業所内の周知し、相談員についても必要な研修に参加した。	○ ○		障害福祉課		
	No.132	手帳を所持していない障害のある人への対応 発達障害、高次脳機能障害、精神疾患、難病等で、取扱得できない人に対しても、手帳がない場合にも診断書があることや、手帳がない場合は、医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を行います。	手帳を所持していない障害のある人への対応 発達障害者手帳を取得しては、手帳を取得できることや、手帳がない場合に也有り得ます。	研修会に積極的に参加するなども事業所間の連携を図り研修の参加に、相談支援事業所に向けた勉強会を行います。	事業所間の連携を図り研修の参加の促進等の勉強会を行った。 事例検討等の勉強会を行った。	○ ○		社会福祉協議会(総務課)	
	No.133	(2) 情報提供の充実 広報等による情報提供の充実	障害のある災害時要援護者の把握 災害時要援護者支援制度を活用し、町内福祉委員会による日ごろから支援を通じ障害のある人の状況把握に努めます。	障害のある人の状況把握の実施	ウェブサイトでの周知に加え、窓口相談時に必要な周知を図つた。 また、身体障害者手帳について周知のため案内チラシを作成し、社会福祉協議会等へも配布しました。	○ ○		社会福祉課	
				広報へ各種情報の掲載	社会福祉協議会が実施する見守り活動推進事業を通じて、市内の全76町内福祉委員会で状況の把握に努めました。 今年度も継続して広報へ各種情報を掲載しました。	○ ○		社会福祉課	

分野 部課 室	課名 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
	No.134	用について検討します。	声の広報の継続実施を行うとともにアクセシビリティに配慮したほか、ウェブサイトで情報発信に努めた。	○	○			社会福祉協議会(総務課)
	No.135	利用しやすいウェブサイトの充実 誰に見やすく見やすいウェブサイトづくりに引き続きます。また、障害のある人からご意見をいたさぎながら、障害者にとって利用しやすいウェブサイトづくりに努めます。	継続実施 利用のしやすさ及び質の向上に努める	継続 ウェブサイトの汎用閲覧支援ソフトへの対応更新等	○	○		社会福祉協議会(総務課)
	No.136	声の広報・点証事業等の実施 「広報あんじょう」を音証した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点証や音証する事業等を支援します。	声の広報継続実施 音証や点証を希望される方の相談に対応し、ボランティアによる支援につなげます。	30年度もひびきの会に依頼し、声の広報を継続実施した。 学生からの依頼を受け、教材の点証をボランティアにつないだ。	○	○		社会福祉協議会(総務課)
	No.137	ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に限わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブックやサービス事業者マップを作成し、配布します。	定期的な更新の実施	愛知県福祉ガイドブックを購入し窓口配布した。(000部) ・障害者別に事業者マップを作成し窓口配布した。(計1,100枚)	○	○		障害福祉課
2	(1) 意思疎通支援者の派遣 意思疎通支援者の派遣の派遣を手話通訳者、要約筆記者等について派遣する派遣となることから、円滑な対応に努めます。	意思疎通支援者の派遣 事業の継続実施	30年度も引き続き、手話通訳者、要約筆記者等を派遣しました。 ・要約筆記者：423名 ・手話通訳者：78名	○	○			障害福祉課
	No.138	意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的として研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進します。また、手話奉仕員の養成については、社会福祉法人に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。	意思疎通支援事業の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援事業等の充実	30年度も社協に手話奉仕員養成講座を委託し、受講人423名、終了人數13名であった。(委託料617,224円)	○	○		障害福祉課
	No.139	意思疎通支援事業の拡充 意思疎通支援事業については、あらゆる障害のある人にに対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を行います。	意思疎通支援事業の拡充 会議等において、障害障害のある人の機器の聞き取りを改善するための磁気ループ(移動型)の貸出しを行います。	市役所内の各課に周知し、情報保 障の拡充について検討するほか、 対象者の範囲について検討し、そ の支援者の確保に努める。	○	○		障害福祉課
	No.140	移動型磁気ループの貸出し 会議等において、障害障害のある人の機器の聞き取りを改善するための磁気ループ(移動型)の貸出しを行います。	必要に応じて会議での使用	経年劣化により廃棄	△	-	廃棄により貸出を更新はせず、必要に応じて社会福祉協議会を案内します。 実績がないと考えます。	障害福祉課
	No.141							

分野 別	基本 施策	番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する課題 (相当課平価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
				社会福祉社会館と桜井福祉センターにて、必要な団体に対し、無償で貸出を行います。	社会福祉社会館、桜井福祉センターともに貸出実績なし	-			社会福祉協議 会(総務課)	
(2) I C T へ べ の 対 応 No.142	障害者パソコン講座の実施 パソコンの利用促進を図ることにより、障害者のある人の主本的的な情報収集能力を高めます。		障害者パソコン講座セミナーで障害者対象のパソコン講座を開催する。	デジカメで撮った写真を編集・加工して自分で楽しい画像を作成する内容でパソコン講座を実施した。	○ ○			社会福祉協議 会		
No.143	日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進 日常生活用具である移動障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。		日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進上肢障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。	広報等で周知し、適正な給付に努め手帳交付の際、日常生活用具一覧を渡し周知している。	○ ○			障害福祉課		
3 3 ★	(1) No.144 ★ 権利の推進		障害を理由とする差別解消のための啓発市民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の作成・配布、ホームページでの掲載を実施します。また、障害者差別解消支援地域協議会について周知・地域の動向を踏まえ、設置について検討します。	周知内容の検討・HP掲載	30.12.5に安城市役所若手職員向けの差別解消研修を行った。引き続き障害福祉課ウェブサイトで障害者虐待防止法について記事を掲載して、周知啓発した。	○ ○		障害福祉課		
No.145	職場における合理的配慮の提供義務等の周知（№105再掲） 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。		職場における合理的配慮の提供義務等の周知（№105再掲） 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	周知内容の検討・HP掲載	引き続き障害福祉課ウェブサイトで「障害者虐待防止法について」記事を掲載して、周知啓発した。 市ホームページ等を通じた法制度の周知	○		障害福祉課		
No.146	日常生活自立支援事業の促進 障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。		日常生活自立支援事業の促進 障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会へ博効を行い、事業実施を支援する。	社会福祉協議会運営支援事業（福祉サービス利用援助事業）補助を行い、事業支援した。 事業の周知とサービスの提供を行います。	○ ○	旧障害福祉課	社会福祉課	社会福祉協議 会(総務課)		
	(2) 権利擁護の推進			広報紙に制度の紹介記事を掲載しました。	○					

分野 No.	課題 番号	事業・取り組み	平成30年度の目標	平成30年度の実績	担当課 評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又 は×の場合)	平成31年度の目 標 (年度目標を変更・ 修正する場合)	担当課
No.147		成年後見支援事業の実施 成年後見がない等当事者による申立てができるない場合は、市が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行います。 所持者のための法人後見を行います。	法定後見の継続実施と社会福祉協議会へ情報の提供をする。 事業の継続実施を支援する。	30年度は5,233,673円を社協へ助成した。	○			障害福祉課
No.148		成年後見制度等の周知 成年後見制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても周知に努めます。	事業の継続実施（障害福祉課HP作成）	法人受任は、死亡による受任終了が1件。新規受任は無し。 後見の理由により適切な後見人を対象に、法人が得られない人を見ています。	○			社会福祉協議会（総務課）
No.149		虐待等の防止 虐待のあある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けた、市民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があつた場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を行います。	ホームページ掲載及び必要に応じてホームページの開催	引き続き障害福祉課ウェブサイト「その他のサービス」の中に掲載し周知啓発している。 ・30年度は4件の市民申立てを行った。	○			障害福祉課
			社会広報紙への特集記事の掲載や講演会を開催します。	1.2月に社会福祉士による市民向け講演会を2回開催した。	○			社会福祉協議会（総務課）
			虐待等の防止 虐待のあある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けた、市民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があつた場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心に行います。	・引き続き障害福祉課ウェブサイトで「障害者虐待防止法について」記事掲載し周知啓発している。 ・30年度は14件の相談・通報があり、虐待認定した件はなかった。	○ ○			障害福祉課

第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画における実績報告について
平成30年度 障害福祉計画実績報告（計画期間 H30～R2）

I 障害福祉サービス必要量の見込み

単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	
(1)訪問系サービス										
①居宅介護	時間／月	2,509	2,386	95.1%	2,558		0.0%	2,608		0.0%
②重度訪問介護	時間／月	350	533	152.2%	420		0.0%	490		0.0%
③同行支援	時間／月	140	176	125.7%	150		0.0%	160		0.0%
④行動支援	時間／月	242	174	71.9%	253		0.0%	264		0.0%
⑤重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	-	0		-	0		-
居宅介護等(居宅介護・重度訪問介護・行動支援・重度障害者等包)	時間／月	3,241	3,269	100.9%	3,381	0	0.0%	3,522	0	0.0%
(2)日中活動系サービス										
①生活介護	人日／月	7,201	7,101	98.6%	7,353		0.0%	7,581		0.0%
②自立訓練(機能訓練)	人日／月	10	5	50.0%	10		0.0%	10		0.0%
③自立訓練(生活訓練)	人日／月	51	15	29.4%	51		0.0%	51		0.0%
④就労移行支援	人日／月	706	630	89.2%	780		0.0%	874		0.0%
⑤就労継続支援(A型)	人日／月	2,360	2,612	110.7%	2,400		0.0%	2,440		0.0%
⑥就労継続支援(B型)	人日／月	2,516	2,711	107.8%	2,546		0.0%	2,575		0.0%
⑦就労定着支援	人日／月	3	2	66.7%	3		0.0%	3		0.0%
⑧寮養介護	人日／月	304	474	155.9%	304		0.0%	304		0.0%
⑨短期入所	人日／月	252	369	146.4%	258		0.0%	265		0.0%
(3)居住系サービス										
①自立生活援助	人／月	1	1	100.0%	2		0.0%	3		0.0%
①共同生活援助(グループホーム)	人／月	100	82	82.0%	110		0.0%	120		0.0%
②施設入所支援	人／月	89	86	96.0%	88		0.0%	87		0.0%
(4)相談支援										
①相談支援	人／月	196	276	140.8%	202		0.0%	208		0.0%
②地域移行支援	人／月	3	3	100.0%	3		0.0%	3		0.0%
③地域定着支援	人／月	8	7	87.5%	10		0.0%	12		0.0%

II 地域生活支援事業

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)
(1)理解促進研修・啓発事業										
①避難行動要支援者サポート研修	回／年	10	3	30.0%	10		0.0%	10		0.0%
(2)自発的活動支援事業										
①精神障害者ふれあい促進事業	回／年	10	12	120.0%	10		0.0%	10		0.0%
(3)相談支援事業										
①障害者相談支援事業		実施	実施	-	実施		-	実施		-
②基幹相談支援センター		実施	実施	-	実施		-	実施		-
③住宅入居等支援事業		実施	実施	-	実施		-	実施		-
(4)成年後見制度利用支援事業										
①成年後見制度利用支援	件／年	3	2	66.7%	4		0.0%	5		0.0%
(5)成年後見制度法人後見支援事業										
①成年後見制度法人後見支援	件／年	実施	実施	-	実施		-	実施		-
(6)意思疎通支援事業										
①手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%
②手話通訳者派遣事業	回／年	260	325	125.0%	260		0.0%	260		0.0%
③要約筆記者派遣事業	回／年	68	57	83.8%	68		0.0%	68		0.0%
(7)日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具	件／年	9	9	100.0%	9		0.0%	10		0.0%
②自立生活支援用具	件／年	27	22	81.5%	27		0.0%	28		0.0%
③在宅療養等支援用具	件／年	33	38	115.2%	33		0.0%	34		0.0%
④情報・意思疎通支援用具	件／年	23	15	65.2%	24		0.0%	24		0.0%
⑤排泄管理支援用具	件／年	3,200	3,316	103.6%	3,300		0.0%	3,400		0.0%
⑥住宅改修	件／年	6	5	83.3%	6		0.0%	6		0.0%

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	
(8)手話事仕員養成研修事業											
①手話事仕員養成研修事業	人／年	18	14	77.8%	18		0.0%	18		0.0%	
(9)移動支援事業											
①事業所数	か所	34	29	85.3%	34		0.0%	34		0.0%	
②利用者数	人／月	220	209	135.8%	222		0.0%	224		0.0%	
③利用延時間	時間／月	1,562	1,375	88.0%	1,576		0.0%	1,590		0.0%	
(10)地域活動支援センター											
①基礎的事業	事業所数(市内)	か所	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%
	登録者	人	180	188	104.4%	193		0.0%	206		0.0%
(11)任意事業											
①訪問入浴事業	事業所数	か所	5	4	80.0%	5		0.0%	6		0.0%
	利用者数	人／月	23	22	95.7%	24		0.0%	25		0.0%
	利用延回数	回／月	138	133	96.4%	144		0.0%	150		0.0%
②日中一時支援事業	事業所数	か所	37	28	75.7%	37		0.0%	38		0.0%
	利用者数	人／月	254	325	128.0%	255		0.0%	260		0.0%
	利用延日数	人日／月	1,372	1,169	85.2%	1,377		0.0%	1,404		0.0%
③地域移行のための安全生活支援(コーディネート事業)	人	1	2	200.0%	1		0.0%	1		0.0%	
④生活訓練等		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑤レクリエーション活動等支援事業	障害者社会参加促進	実施	実施	—	実施		—	実施		—	
	心身障害者ふれあい促進	実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑥芸術文化活動振興事業	障害者講座	実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑦点字・声の広報等発行事業		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑧自動車運転免許取得助成事業	人／年	3	3	100.0%	3		0.0%	3		0.0%	
⑨自動車改造助成事業	人／年	9	6	66.7%	9		0.0%	9		0.0%	
⑩知的障害者職親委託制度		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑪更生訓練費支給事業		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
⑫障害支援区分認定等業務		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
(12)地域生活支援促進事業											
①障害者虐待防止対策支援事業		実施	実施	—	実施		—	実施		—	
②成年後見制度普及啓発事業		実施	実施	—	実施		—	実施		—	

III 障害児支援

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	
(1)児童発達支援											
①利用児童数	人／月	90	68	75.6%	101		0.0%	115		0.0%	
②利用延日数	人日／月	1,350	1,237	91.63%	1,515		0.0%	1,725		0.0%	
(2)医療型児童発達支援											
①利用児童数	人／月	3	2	66.7%	3		0.0%	3		0.0%	
②利用延日数	人日／月	25	18	72.0%	25		0.0%	25		0.0%	
(3)居宅訪問型児童発達支援											
①利用児童数	人／月	1	0	0.0%	1		0.0%	1		0.0%	
②利用延日数	人日／月	4	0	0.0%	4		0.0%	4		0.0%	
(4)放課後等デイサービス											
①利用児童数	人／月	284	331	112.6%	307		0.0%	320		0.0%	
②利用延日数	人日／月	3,234	3,436	106.2%	3,377		0.0%	3,520		0.0%	
(5)保育所等訪問支援											
①利用児童数	人／月	2	1	50.0%	3		0.0%	4		0.0%	
②利用延日数	人日／月	2	1	50.0%	3		0.0%	4		0.0%	
(6)障害児相談支援											
①利用児童数	人／月	110	103	93.6%	117		0.0%	124		0.0%	
(6)保育園・幼稚園における障害児の受け入れ											
幼稚園・保育園	3歳未満	人／月	3	3	100.0%	3		0.0%	3		0.0%
	3歳以上	人／月	44	30	68.2%	44		0.0%	44		0.0%
(7)放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における障害児の受け入れ											
放課後児童健全育成事業	低学年	人／月	29	33	113.8%	30		0.0%	31		0.0%
	高学年	人／月	31	18	58.1%	38		0.0%	36		0.0%

第4期安城市障害福祉計画における実績報告について
平成29年度 障害福祉計画実績報告（計画期間 H27～H29）

I 障害福祉サービス必要量の見込み

	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)
(1)訪問系サービス										
①居宅介護	時間／月	2,527	2,524	99.88%	2,879	2,487	82.83%	2,812	2,426	86.28%
②重度訪問介護	時間／月	615	310	50.39%	738	345	46.75%	881	332	38.59%
③同行援助	時間／月	132	129	97.95%	143	141	98.60%	154	144	93.64%
④行動援助	時間／月	169	180	106.21%	182	181	99.45%	195	200	102.63%
⑤重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
居宅介護等(居宅介護・重度訪問介護・行動援助・重度障害者等包括支援・同行援助)	時間／月	3,443	3,143	91.3%	3,742	3,154	84.3%	4,022	3,103	77.7%
(2)日中活動系サービス										
①生活介護	人日／月	7,160	6,678	93.3%	7,300	6,733	92.2%	7,400	6,845	92.5%
②自立訓練(機能訓練)	人日／月	10	1	5.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
③自立訓練(生活訓練)	人日／月	63	51	80.6%	63	72	114.3%	63	41	64.7%
④就労移行支援	人日／月	663	522	78.7%	782	609	77.9%	901	583	64.7%
⑤就労継続支援(A型)	人日／月	2,242	2,084	93.4%	2,470	2,276	92.1%	2,698	2,339	86.7%
⑥就労継続支援(B型)	人日／月	2,320	2,189	94.3%	2,528	2,432	95.2%	2,800	2,547	91.0%
⑦療養介護	人日／月	122	62	51.1%	122	84	68.9%	122	231	189.3%
⑧短期入所	人日／月	272	241	88.6%	288	248	86.5%	304	220	72.3%
(3)居住系サービス										
①共同生活援助(グループホーム)	人／月	100	84	84.0%	110	101	91.8%	120	95	79.2%
②施設入所支援	人／月	84	90	95.2%	93	84	101.1%	92	84	91.5%
(4)相談支援										
①相談支援	人／月	156	170	108.7%	167	184	110.2%	178	197	110.1%
②地域移行支援	人／月	0	0	-	2	1	50.0%	3	2	-
③地域定着支援	人／月	0	0	-	4	1	25.0%	6	7	-

II 地域生活支援事業

事業名	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)
(1)理解促進研修・啓発事業										
①災害時要援護者サポート研修	回／年	10	4	40.0%	10	5	50.0%	10	3	30.0%
(2)自発的活動支援事業										
①精神障害者ふれあい促進事業	回／年	10	24	240.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
(3)相談支援事業										
①障害者相談支援事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
②基幹相談支援センター			実施	実施	一	実施	実施	一	実施	実施
③住宅入居等支援事業			実施	実施	一	実施	未実施	一	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業										
①成年後見制度	件／年	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	4	200.0%
(5)意思疎通支援事業										
①手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
②手話通訳者派遣事業	回／年	260	275	105.8%	260	292	112.3%	260	320	123.1%
③要約筆記者派遣事業	回／年	80	88	110.0%	82	57	69.5%	84	67	79.8%
(6)日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具	件／年	9	8	88.9%	9	12	133.3%	10	13	130.0%
②自立生活支援用具	件／年	27	24	88.9%	28	22	78.6%	28	31	110.7%
③在宅療養等支援用具	件／年	31	29	93.5%	31	27	87.1%	32	37	115.6%
④情報・意思疎通支援用具	件／年	19	18	100.0%	20	29	145.0%	20	23	115.0%
⑤排泄管理支援用具	件／年	2,650	2,763	104.3%	2,680	2,987	117.5%	2,710	3,188	117.6%
⑥住宅改修	件／年	5	3	60.0%	5	10	200.0%	5	5	100.0%
(7)手話奉仕員養成研修事業										
①手話奉仕員養成研修事業	人／年	16	18	118.8%	17	20	117.6%	18	17	94.4%

事業名	単位	27年度			28年度			29年度			
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	
(8)移動支援事業											
①事業所数	か所	33	34	103.0%	34	34	100.0%	35	34	97.1%	
②利用者数	人／月	212	215	101.5%	220	281	127.7%	228	285	125.0%	
③時間	時間／月	1,698	1,623	95.7%	1,760	1,559	88.6%	1,824	1,479	81.1%	
(9)地域活動支援センター											
①基礎的事業	事業所数(市内)	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	利用者	人	100	120	120.0%	110	154	140.0%	120	177	147.5%
(10)任意事業											
①訪問入浴事業	事業所数	か所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	6	5	83.3%
	利用者	人／月	22	21	95.5%	23	29	126.1%	24	27	112.5%
	利用延日数	回／月	132	132	99.8%	138	135	97.8%	144	129	89.8%
②日中一時支援事業	事業所数	か所	33	39	118.2%	34	39	114.7%	35	36	102.9%
	利用者	人／月	254	254	99.9%	262	253	96.6%	270	249	92.0%
	利用延日数	人日／月	1,524	1,387	91.7%	1,572	1,393	88.6%	1,620	1,308	80.8%
③就労相談員設置事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
④自動車改造助成事業	人／年	5	4	80.0%	5	13	260.0%	5	7	140.0%	
⑤自動車運転免許取得費助成事業	人／年	5	3	60.0%	5	2	40.0%	5	0	0.0%	
⑥障害者社会参加支援事業(講座型)	人／年	2,520	2,477	98.3%	2,560	2,591	101.2%	2,600	2,801	107.7%	
⑦更生訓練費給付事業		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	
⑧身体障害者社会参加促進事業		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	
⑨知的障害者職親委託制度		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	
⑩点字・声の広報等発行事業		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	
⑪生活サポート事業		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	
⑫心身障害者ふれあい促進事業		継続	継続	—	継続	継続	—	継続	継続	—	

III 障害児支援

	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)
(1)児童発達支援										
①利用児童数	人／月	66	84	96.52%	68	69	101.47%	70	88	125.71%
②利用延日数	人日／月	951	938	98.58%	968	1,022	105.56%	985	1,222	124.06%
(2)医療型児童発達支援										
①利用児童数	人／月	1	3	330.0%	1	3	300.0%	1	3	300.0%
②利用延日数	人日／月	4	18	482.5%	4	18	475.0%	4	23	575.0%
(3)放課後等デイサービス										
①利用児童数	人／月	200	223	111.4%	212	255	120.3%	224	288	128.6%
②利用延日数	人日／月	1,600	1,861	116.3%	1,696	2,237	131.9%	1,792	2,869	160.1%
(4)保育所等訪問支援										
①利用児童数	人／月	1	1	50.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
②利用延日数	人日／月	1	1	50.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(5)障害児相談支援										
①利用児童数	人／月	67	76	113.9%	72	89	123.6%	77	98	126.9%

平成 30 年度作業部会における活動内容

回	開 催 日	協 議 内 容
1	5月 24日	①自立支援協議会について ②第1回安城市自立支援協議会について ③身体障害を抱える重度の生活介護(相談支援担当者会) ④送迎について ⑤作業部会の体制見直しについて ⑥当事者会(仮)について
2	6月 21日	①第1回安城市自立支援協議会について ②送迎・移動について ③作業部会の体制の見直しについて ④当事者会(仮)について 作業部会講演会 テーマ：『自立支援協議会における当事者部会の意義および運営のポイント』 講 師：北野 誠一（きたの せいいち）さん (NPO法人おおさか地域生活ネットワーク理事長)
3	7月 26日	①第1回自立支援協議会の報告 ②地域生活支援拠点等PTの報告 ③当事者部会(仮)について ④送迎・移動について ⑤作業部会の体制の見直しについて ⑥移動支援について
4	8月 23日	①第2回安城市自立支援協議会の資料作成依頼について ②当事者部会(仮)について
5	9月 27日	①作業部会及び担当者会における活動報告について ②地域生活支援拠点等PTの報告 ③第2回安城市自立支援協議会について ④送迎・移動について ⑤作業部会の体制見直しについて

回	開催日	協議内容
6	10月18日	①第2回安城市自立支援協議会について ②地域生活支援拠点等PTの報告 ③グループ支援について（居宅担当者会） ④入浴支援について（相談支援担当者会） ⑤当事者部会について ⑥送迎・移動について ⑦作業部会等の体制見直しについて
7	11月21日	①第2回安城市自立支援協議会の報告 ②平成31年度作業部会・担当者会テーマについて ③当事者部会について ④送迎・移動について ⑤研修会について
8	12月21日	①当事者部会について ②来年度の作業部会長・副会長について ③研修部会について ④地域生活支援拠点等PTの報告
9	1月24日	①当事者部会について ②作業部会の来年度のテーマについて ③作業部会内規について ④地域生活支援拠点等PTの報告
10	2月21日	①当事者部会について ②研修検討会議等について ③作業部会・担当者会の日程、会長及び副会長について ④平成31年度作業部会・担当者会のテーマについて ⑤平成31年度の基幹研修スケジュールについて ⑥障害者差別解消法に関する市の取り組みについて ⑦グループ支援について（居宅担当者会） ⑧地域生活支援拠点等PTについて ⑨要綱などの改正等について
11	3月15日	① 第3回安城市自立支援協議会について

平成30年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～3月）

● 作業部会

テーマ1	当事者部会について
取組み概要	平成31年度から部会を開催するため、当事者を募集し14名（精神障害3名、発達障害1名、知的障害2名、難病1名、身体障害7名）の応募があった。面接を行い10名（精神2名、発達障害1名、知的障害2名、難病1名、身体障害4名）の部員で決定した。また、3月には茶話会を開催し、部員同士の顔合わせができた。

テーマ2	送迎について
取組み概要	学校や職場の送迎や移動に関して調査・検討を行った。

テーマ3	作業部会の体制の見直し
取組み概要	体制見直しの部会を開設し、平成31年度に検討できる体制を整えた。

● 居宅担当者会

テーマ1	ヘルパーのあり方「理想のヘルパーとは」
取組み概要	勉強会を実施し、本来あるべきヘルパーの支援方法や福祉観を学ぶ予定でしたが、講師との連絡がうまく取れず未実施となりました。しかし、テーマ②のサービス提供責任者のブラッシュアップも行っていることもあります。テーマ①に関しては講師との連絡がつき次第再度計画を立てることとしました。

テーマ2	サービス提供責任者のブラッシュアップ
取組み概要	サービス提供責任者は更新研修等がなく研修の機会がないため定期的に「こすもす畑」高橋氏に複数回に分けてブラッシュアップを行って頂きました。 第117回、119回、121回と現在実施済みですが、まだ数回残っているため次年度のテーマに持ち越しとした。

● 通所施設担当者会

テーマ1	利用者の高齢化や受け入れ困難者（重症心身障害者・強度行動障害）の問題について
取組み概要	<p>受け入れ困難者（強度行動障害）の支援に秀でている「たくと大府」に見学・勉強会を行った。施設環境や支援実践を学び、受け入れ時の参考とすることが出来た。</p> <p>担当者会参加事業所に、受け入れ困難者の実態を把握するためアンケートを実施し、市内の受け入れ困難者の把握に努めた。そのアンケート結果を元に平成31年度は、事例検討を実施していく。</p>

テーマ2	利用者にとって通所施設は何をするところ（利用者の権利や1日の過し方・自立活動について）
取組み概要	<p>「たくと大府」に見学・勉強会を行い、施設に通われている強度行動障害の方が日中どのような過ごされ方をされているかを知り、支援にどのような工夫をされているか学ぶことが出来た。</p> <p>また、担当者会に参加されている事業所の施設見学会も行い、身近な市内の、自分の事業所ではない他事業所を見学し、別の支援方法を知ることで事業所の支援の質の向上に役立てることができた。</p>

テーマ3	困難事例の検討
取組み概要	<p>今年度は、困難事例検討を1件行った。</p> <p>事案としては、今年度のテーマにもなっている高齢化により、機能低下が進行しているダウン症の方を検討した。日常生活を送るのも困難になっており、脳の萎縮があることも判明。今後も本人の情緒安定を第一に考え医療機関と連携し治療を検討することでの対応となつた。</p>

● 児童担当者会

テーマ1	子どもたちの将来の地域での自立支援を目指すため、「あんステップ」など地域の他の団体とも連携する。
取組み概要	<p>安城市の障害児支援・発達支援の中核となる、安城市子ども発達支援センター「あんステップ」の見学会を6月に実施。施設見学と質疑応答を通して「あんステップ」の機能や役割を知ることで、連携のためのきっかけ作りとなった。</p> <p>また、地域の関係機関との連携の在り方や「あんステップ」の活用について意見交換が行われた。</p>

テーマ2	教育機関との連携を検討する。
取組み概要	<p>実際の連携の在り方を検討する前段階として、「連携」とはどういうことかを構成員全員が同じレベルで共有するために、各自で連携について学習し、その結果の発表及び意見交換を行った。</p> <p>また、教育機関との連携にあたり、課題となる部分の抽出・検討が行われた。次年度もテーマを引き継ぎ、具体的な連携につなげていく予定。</p>

● ホーム担当者会

テーマ1	グループホームでの日中支援について
取組み概要	日中支援加算の内容の把握を行い、各施設で起きている日中支援の現状把握、現在日中支援において困難になっているケースや理由を調査中。

テーマ2	グループホームスタッフのメンタルケア
取組み概要	各ホームの世話人のストレス発散や意見交換の場を設けて、交流を図ることによって世話人の日々の業務の活力にならないか。交流の場を設けてはどうか?という話がなされたが、まずは、ホーム担当者会メンバーや各ホームのサービス管理責任者同士がつながらなければ始まらないということになる。

● 相談支援担当者会

テーマ1	地域包括ケアシステムについて ～地域包括支援センターとの連携強化を目指して～
取組み概要	昨年度各地区の地域包括支援センターと交流会を行った。今年度も交流会を行う予定であったが、地域包括支援センターとの打ち合わせの中でお互いの機関がどのような役割を持っているか知らないということが分かった。7月に高齢福祉課の職員を招き、「地域包括支援センターとはどのような機関であるのか」の学習会を開いた。また、11月には地域包括支援センター向けに「障害相談支援事業所とはどのような事業所であるのか」について学習会を開催した。来年度も引き続き地域包括支援センターと交流をしていく予定。

テーマ2	地域資源の把握・活用について～事例検討を通じて～
取組み概要	5月に半田市社会福祉協議会の前山氏を招いて事例検討会の方法の一つであるG S V（グループスーパービジョン）を学んだ。 その後、相談支援担当者会で事例検討の開催方法を変更し、今年度は3回事例検討を行った。事例検討や日々の支援の中で出たもっと知りたいと思う地域資源について洗い出しを行った。3月に「地区社会福祉協議会について」の勉強会を開催した。来年度も洗い出した地域資源について勉強会を開催していく予定。

● 精神保健福祉担当者会

テーマ1	地域と医療の情報連携について
取組み概要	参加者それぞれに、これまでの活動・取り組みの中で情報連携をしづらいと感じた場面、逆に連携しやすかった事例の洗い出しを行いました。また、その結果を共有する中では、それぞれの事業所が抱える事情や想いをお互いに語り合い、お互いの理解につながりました。

テーマ2	地域移行について
------	----------

取組み概要	昨年度は、精神科病院に医療保護入院していた障害者の方の地域移行事例を担当者会内で報告し、地域移行に対するイメージを共有しました。今年度は地域移行に加え、各事業所で関わっている地域や事業所等への定着が困難な方の事例を検討しながら、地域移行・地域定着に向けた地域の課題を検討したいと思います。
-------	--

● 就労担当者会

テーマ1	学校との連携（就労について考える会）の継続
取組み概要	<p>安城市在住の特別支援学校（安城、岡崎、愛知教育大学付属、岡崎盲学校）及び安城市内の特別支援学級に通われているお子さまがみえるご家庭を対象に、将来の選択肢が広がるよう、事業所紹介や利用にあたっての必要なスキル、学齢期で取り組むと良いこと等を説明する機会を設けた。平成30年11月7日に安城市総合福祉センターにて、通所施設担当者会、安城特別支援学校PTA地区別懇談会安城さくら会との共催で開催した。参加者は62名。昨年度同様に、次回もぜひ参加したい、都合が合えば参加したいという回答がアンケート記入者全員からあった。参加者からは、「各事業所の方が、とても一生懸命に説明してくださりよかったです。」という感想もいただいた。</p> <p>来年度も継続して実施をする予定。</p>

テーマ2	事例検討を行いながらの意見交換
取組み概要	年間を通じて4回の事例検討を行った。内容は、各事業所での困難事例や平成30年度から開始された就労定着支援サービスについて。提供事例に対し、参加者から意見を出し合い、効果的な対応方法について検討を行い、事例提供者への参考意見とした。事業所同士での情報や意見交換の場となつた。

● 地域生活支援拠点ＰＴ

テーマ1	未実施の機能「専門性」について
取組み概要	<p>強度行動障害や医療的ケア（喀痰吸引）に関する研修等の開催を検討しましたが、今年度はPTとして具体的な取組みはありませんでした。しかし、県の取り組みとして医療的ケア児コーディネーター養成講座が開催され、本市からも2名の相談支援専門員が参加、研修を修了し、コーディネーターとして配置されています。また、愛知県精神保健福祉センターが主催した「精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修」にも相談支援事業所の相談支援専門員が2名参加するなど、各事業所が、専門性を高めるために取り組んでいます。</p>

テーマ2	身体障害に対応した体験の機会・場
取組み概要	<p>昨年度の10月から、社会福祉法人觀寿々会の協力をいただき、生活介護事業所バストマトズ職員寮の一室において、体験の機会・場となる自立生活体験事業がスタートしました。しかし、この場所は建物の2階であり、身体障害には対応していません。</p> <p>そのため、平成30年12月に豊田市にあるひかりの丘を見学し、施設職員の方から話を伺いました。安城市の身体障害者でもお金を支払えば体験可能とのことです、スーパー等が遠く不便な場所であるため、「自立生活の体験」という視点で考えると、市街地の便利なところに場所が確保できないか今後も引き続き検討していくこととしました。</p>

● 医療的ケア児会議

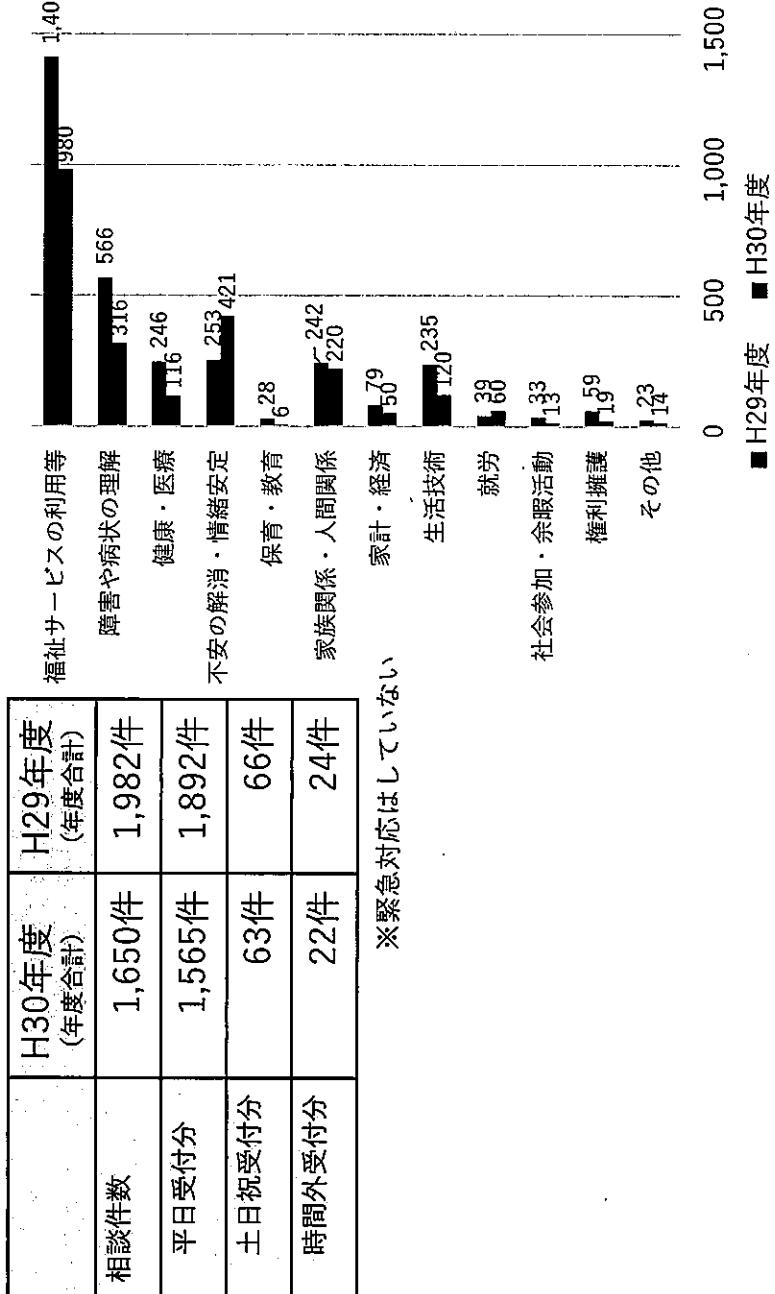
取組み概要	児童福祉法第56条の6第2項に基づき保健（健康推進課）、医療（三河青い鳥医療療育センター、安城更生病院）、福祉（障害福祉課）、保育（保育課、子育て支援課）、教育（安城市特別支援教育推進協議会、安城特別支援学校、岡崎特別支援学校、学校教育課）、事業所（作業部会：ルートオブホーリ、安あん 相談支援担当者会：ルートオブホーリ、コープあいち、ぼてつち 児童担当者会：ハルナ、大地、はぐみん）、コーディネーター（相談支援事業所あんステップ、相談支援事業所ふれあいサービスセンター）の関連機関が連携を図るため平成31年2月14日（木）に会議を開催した。
-------	---

機能	内 容	実 施 先
①相談 (24時間の相談体制)	夜間休日を含めた24時間365日の相談に対応する。	社会福祉法人ぶなの木福祉会 及び安城市社会福祉協議会

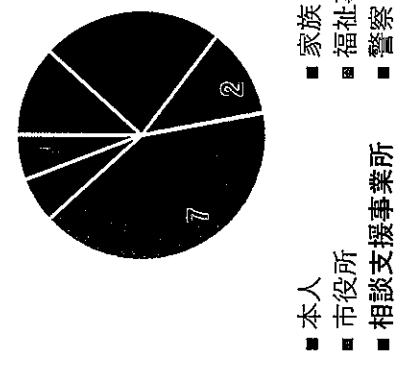
◎ぶなの木福祉会委託分（月次報告書より集計）
【相談件数・緊急対応件数】

	H30年度 (年度合計)	H29年度 (年度合計)
相談件数	57件	13件
緊急対応件数	17件	9件

◎社会福祉協議会委託分（月次報告書より抜粋）
【相談件数内訳】



【緊急対応ケース依頼先内訳】



■ H29年度 ■ H30年度

機能	内容	実施先
②地域の体制づくり (コーディネーターの配置)	障害者が地域で暮らしていくため、障害者のニーズとサービス等をコーディネートする。	社会福祉法人ぶなの木福祉会

◎コーディネーター対応状況

	延べ対応件数
H30年度 (年度合計)	260件
H29年度 (年度合計)	157件

◎コーディネーター対応事例

- ・精神科病院入院中の障害者に対する、退院後の地域生活への移行に向けた支援
- ・福祉サービス、医療等に繋がっていない方への支援
(特に地域包括支援センターとの連携による対応)
- ・医療機関での受診や行政機関での各種手続きへの同行
- ・過去に対応した困難事例に関するその後のケア会議の開催及び出席
- ・近隣市町村にある精神科病院への定期訪問等 (H30年度より開始した「体験部屋」のPR等)

機能	内 容	実 施 先
(3)緊急時の受け入れ	介護者の急病や障害者本人が不穏になつた等の緊急時に、一時的に受け入れる体制を整備する。	市内の短期入所事業所（4か所）

地域生活支援拠点等（緊急時短期入所）受入実績				
H29年度 (年度合計)	事業所名	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用日数
ぬくもりの郷	8	8	31	介助者の葬儀出席、死亡、入院
ハルナ（聖清会）	2	2	4	介助者の葬儀出席、死亡
ほっとみるく（ボテト福祉会）	2	2	2	介助者の死亡、介護不可
めだかくらぶ（えんご会）	4	1	8	避難要請があつたため
計	16人	13人	45日	

H30年度				
H30年度 (年度合計)	事業所名	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用日数
ぬくもりの郷	6	5	17	介助者の葬儀出席、入院、負傷 本人家族関係不穏
ハルナ（聖清会）	1	1	2	やむを得ない事由による措置
ほっとみるく（ボテト福祉会）	1	1	29	自宅火災のため
めだかくらぶ（えんご会）	0	0	0	
計	8人	7人	48日	

※各協力事業所からの申告により作成

機能	内 容	実 施 先
④体験の機会・場	障害者の自立に向け、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	社会福祉法人観寿々会 バストマトズ職員寮の一室

◎体験の機会・場の利用実績

	延べ利用人数	実利用者数	延べ利用日数
H31.1			2 日
H31.2	1 人	1 人	2 日
H31.3			5 日
計			9 日

※安城市障害者自立生活体験利用実績票より作成

機能	内 容	実 施 先
⑤専門性	医療的ケア等が必要な障害者に対して、専門的な対応ができる体制、人材を確保する。	

◎実施状況

- ・H30年度において実施した実績はありません。
- ・拠点に関連して必要と考える内容を精査し、関係する機関と調整を行っていきます。
- ・現在作業部会内で検討している研修部会や基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）が実施する研修との関係性や内容等も意識しながら検討を進めます。

【参考】医療的ケアが必要な障害者等に対する対応状況

- ・県が主催する医療的ケア児等コードイネーターや養成研修について、本市からは2名が受講し、修了した。
(ふれあいサービスセンター、相談支援事業所「あんスティップ」の相談支援専門員各1名ずつ)
- ・関係機関同士の連携強化等を目的とした会議（医療的ケア児会議）を平成31年2月に開催（今後、定期的に開催予定）
- ・主な参加者：保健、医療、教育、保育、福祉関係者（計19名）

安城市地域生活支援拠点等の実績について

資料 6

【拠点等に必要とされる5つの機能とその実施先】

機能	内 容	実 施 先
①相談 (24時間の相談体制)	夜間休日を含めた24時間365日の相談に対応する。	社会福祉法人ぶなの木福祉会 及び安城市社会福祉協議会
②地域の体制づくり (コードイネットーの配置)	障害者が地域で暮らしていくため、障害者のニーズとサービス等をコードイネットする。	社会福祉法人ぶなの木福祉会
③緊急時の受け入れ	介護者の急病や障害者本人が不穏になつた等の緊急時に、一時的に受け入れる体制を整備する。	市内の短期入所事業所(4か所)
④体験の機会・場	障害者の自立に向け、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	社会福祉法人觀寿々会 バストマトズ職員寮の一室
⑤専門性	医療的ケア等が必要な障害者に対して、専門的な対応ができる体制、人材を確保する。	

障害者差別解消法に係る市の取り組みについて

1 市役所窓口における障害者差別解消に係る苦情・相談状況

平成 30 年度、市役所内各部署に調査したところ、第 1 四半期（4～6 月）は該当がなく、第 2 四半期（7～9 月）は相談が 1 件、第 3 四半期（10～12 月）は要望が 1 件ありました。第 4 四半期（1～3 月）はエレベーターのない西庁舎を訪れた方の要望が数件、選挙の際、郵便による不在者投票の相談が 1 件あったと報告されましたが、いずれも差別解消に係るものではなく、平成 30 年度全体では該当がありませんでした。

2 障害者差別解消への周知啓発等取組状況

(1) 各種団体での啓発活動、研修会を実施

- 平成 30 年度から南部調理場に臨時職員（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用したことに伴う職員研修（4 月 4、9 日）に職員が出張し、障害の特性とともに障害者差別解消の内容を取り上げて説明しました。
- 中部地区社協総会（5 月 11 日）、地区民生委員協議会勉強会（6 月 1、5、6、7 日）に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について説明しました。
- 福祉部・子育て健康部・社会福祉協議会の新任職員研修に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について研修を行いました（8 月 30 日）
- 碧海信用金庫本店にて障害福祉課職員（手話通訳者）と高齢福祉課職員（車いす利用）が、窓口職員向けに講演を行いました（9 月 11 日）。
- 障害者差別解消職員研修（12 月 5 日）として、自立支援協議会の小川委員を講師に迎え、若手職員向け研修会を障害福祉課主催で実施しました。

(2) 市役所内に 5箇所設置されている広告モニターにて、2ヶ月毎に障害者差別解消を啓発する 15 秒の動画を放映しました。（株）ティンクさん、はぐみん事業所さんにご協力いただき、動画を提供していただきました。

(3) 8 月 26 日（日）にアンフォーレで「24 時間テレビサテライト会場」が開催されました。障害福祉課は啓発ブースを設け、啓発動画の放映、器具を身に着けて行う障害者体験を（株）ティンクさんのご協力で実施しました。

(4) 平成 29 年度に市職員内部事務システムに掲載した「障害者配慮ガイドラインコラム」について、いつでも市職員が参照できるようにまとめて再掲載しました。（内容は文章記載の基本事項や行事における配慮、手話通訳・要約筆記者の派遣など）

障害者虐待通報の対応について

1 市役所窓口における障害者虐待に係る通報・相談状況

平成30年度 虐待が疑われる通報や相談実績

対応状況	件数
虐待と認定した事例	0
虐待ではないと判断した事例	14
合計	14

内訳①

虐待の種別	件数
身体的虐待	9
心理的虐待	4
介護等の放棄	0
性的虐待	0
経済的虐待	0
その他（身体的と心理的の両方）	1
合計	14

内訳②

主な虐待者	件数
養護者	8
施設従事者	6
合計	14

2 障害者虐待防止への周知啓発などの取組状況

中部地区社協総会（5月11日）、地区民生委員協議会勉強会（6月1、5、7日）に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について説明しました。

福祉部・子育て健康部・社会福祉協議会の新任職員研修に職員が出張し、障害者差別解消・虐待防止について研修を行いました。（8月30日）

また、市内の関連団体で組織する安城市虐待等防止地域協議会の研修会において、ぬくもり福祉会の施設長さんを講師に虐待防止研修を実施しました。（10月4日）